
平成 2 9 年度県政要望に係る現況・対応

平成 3 0 年 1 月

茨 城 県

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (1) 雇用確保・人材育成への支援 ① 雇用確保が難しい企業に対する採用支援・雇用助成制度の拡充 県内中小企業からは、依然として雇用確保を課題とする声が数多く寄せられています。新卒者を始めとした就職活動における売り手市場が続く中では、就業希望者の大手企業志向が強く地場中小企業を支える人材が不足しているものと考えられます。 今後、さらに少子高齢化が進み生産労働人口の減少が進んでいく中、本県においても一部地域を除き人口減少が始まっております。こうした状況下で地域経済の活性化を図るためには、雇用増加による地場企業全体の底上げが重要であると考えます。県内企業の雇用機会の増大への取り組み強化と雇用助成制度のさらなる拡充を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 県では、今年度から国の補助事業「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用し、製造業・情報通信業の今後成長が見込まれる分野における正規雇用の創出に取り組んでいます。</p> <p>○ 特に、当課で行っている「戦略分野雇用創造促進事業」においては、離職者等に対し、正規雇用のために必要なビジネスマナー等の習得を目的とした基礎研修と就職予定先企業での実務研修等の実施を通じて雇用機会の増大を図っております。</p> <p>○ また、学生になるべく早い時期に県内企業を知っていただくことで就職に結びつけるため、「インターンシップ促進事業」による県内企業でのインターンシップを促進しておりますほか、「大好きいばらき就職面接会」や「UIJターン促進事業」等の実施により、県内企業の雇用機会の創出を図っております。</p> <p>○ 雇用助成制度の拡充につきましては、国への働きかけや国の現行制度の周知に努めてまいります。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 引き続き、「地域活性化雇用創造プロジェクト」や「UIJターン促進事業」等の実施により、県内企業の雇用機会の創出に努めてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について (1) 雇用確保・人材育成への支援 ② 従業員の教育及び人材育成支援 県内企業からは長期的な従業員の確保と自社の持続的な発展のため、従業員の教育及び人材育成が課題であるとの声が数多く寄せられています。中小企業等では、人材育成のノウハウが不足しており、入職後に体系的・継続的に技術等を学ぶ機会も少なく、若年者の高い早期離職率や技能者の高齢化により、技能の継承が危惧されている状況にあります。 専門技術修得や各種資格取得を始め様々なスキルを身に付ける事による従業員全体の総合的な能力向上は、労働力人口が減少し雇用確保が難しくなっていく中で、企業の生産性を向上させ県内経済の活性化に資するものと考えます。県におかれましては「いばらきの未来共創人材育成プロジェクト」として地域創生人材育成事業に取り組んでおられますが、人材育成制度周知の強化と具体的なプロジェクトの実施による人材育成支援の強化を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 県では、国の「地域創生人材育成事業」を活用し、「ものづくり産業人材育成確保事業」や「建設関係技能者人材育成確保事業」を実施し、製造業及び建設業の若年技能者の育成を図っております。</p> <p>【ものづくり産業人材育成確保事業】 若年者や女性等を対象に、製造現場において実践的な雇成型訓練の実施による若年技能者の育成・定着や、製造業への理解促進・イメージアップを通じた訓練参加・入職促進を行うとともに、雇用側の人材育成力の向上を図るため、従業員の職業能力開発に関する事業所向け研修会を実施しております。</p> <p>①雇成型訓練の実施（製造現場での実践的な訓練） ・訓練期間：H29…6ヶ月 H30・31…10ヶ月 ・訓練定員：90人(H29:30人, H30:30人, H31:30人)</p> <p>②訓練参加・入職を促すためのチラシ・ホームページやイメージアップセミナー（訓練説明会）の実施</p> <p>③中小企業向け人材育成研修会の開催（内容：職業能力開発計画、教育訓練体系、能力評価・判定基準等、回数：年4回）</p> <p>【建設関係技能者人材育成確保事業】 建設関係技能者を育成するための分野別訓練カリキュラムを作成するとともに、訓練カリキュラムを活用した実践的な雇成型訓練を建設現場等において実施することで、若年技能者の育成・定着を図ってまいります。</p> <p>①新規入職者向け訓練カリキュラムの作成（H29・H30で計14分野を作成） ②雇成型訓練の実施（建設現場での実践的な訓練） ・訓練期間：H30・31…10ヶ月 ・訓練定員：30人(H30:15人, H31:15人) ③訓練参加・入職を促すためのチラシ・ホームページやイメージアップセミナー（訓練説明会）の実施</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 「ものづくり産業人材育成確保事業」については、平成29年度の雇成型訓練の訓練生が定員30名に達するなど好評を得ており、平成30年度以降も引き続き事業の積極的な周知・広報を行うなどして、訓練の実施による人材確保に努めてまいります。</p> <p>○ また、「建設関係技能者人材育成確保事業」についても、平成30年度から雇成型訓練を開始する予定であり、新卒者や離職者など幅広く事業の周知・広報を行うことで、建設技能者の人材確保に向けた取組を進めてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (1) 雇用確保・人材育成への支援 ③ 建設業・運輸業における雇用確保・人材確保に対する支援 本県における建設業及び運輸業の人手不足、労働者の高齢化が一段と深刻になっております。 建設業においては、防災対策を含む公共事業や、企業の環境対策にかかる工事、茨城国体・東京オリンピック・パラリンピック関連事業等による工事発注状況は好転しているものの、人手不足による人件費の高騰等、人材確保の問題が深刻です。 また、運輸業界においても圏央道開通等県内交通網が整備される中、ドライバー不足に対する切実な意見も数多く寄せられています。本県経済の活性化を図る上ではハード面の拡充も重要と思料しますが、年々ドライバー確保は厳しくなっており、経済発展には人材確保が欠かせません。 いずれの業界も労働者の高齢化や若者の雇用定着が厳しい状況にあることから、業界全体のさらなる待遇改善やイメージ向上への支援、雇用助成金制度の拡充や運輸業界においては資格取得の支援等、将来に亘り安定した雇用の確保・定着に取り組んで頂きたいと考えます。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 現在、国（厚生労働省 茨城労働局）による事業主に対する雇用助成制度としては、「建設労働者確保育成助成金」（建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成）などがあります。</p> <p>○ また、「地方創生人材還流・定着支援事業」や「大好きいばらき就職面接会」、「いばらき就職支援センター」における職業紹介などを通じて、建設業や運輸業をはじめとする県内企業の人材確保を支援しております。</p> <p><参考：大好きいばらき就職面接会> 大学等を卒業見込みの就職希望者及び既卒未就職者と県内企業が一堂に会し、対面方式で面接を行う「大好きいばらき就職面接会」を年2回（各2会場）開催し、新規学卒者や未就職学卒者の就職を促進するとともに、県内企業の人材確保への支援を行っております。 平成29年度は、6月に土浦、7月に水戸、10月に土浦・水戸で実施しました。</p> <p><いばらき就職支援センター> 「いばらき就職支援センター（水戸市、常陸太田市、日立市、鉾田市、土浦市、筑西市）」において、就職相談からキャリアカウンセリング、職業紹介までのサービスをワンストップで提供し、若年者や女性・中高年離職者等の就職を支援しております。</p> <p style="text-align: right;">〔商工労働観光部〕</p>

	<p>【建設業関係】</p> <p>○就労環境の改善 建設業の担い手確保のため、建設業の就労環境の改善に向けた取組として、土木部発注の公共工事において「4週8休を確保するモデル工事」を実施しており、休暇が取れる建設業を目指すための課題点の抽出と検証を進めております。</p> <p>○建設業の生産性向上 ICTを活用して建設現場の生産性を向上させる「i-Construction」を地元建設業界へ広く普及させるため、国、県、建設関係団体による支援協議会を設立しICT活用モデル工事を実施することにより、地元建設業者を対象にICT活用についての支援や普及活動を行い、建設産業の生産性向上に向けた取組を進めております。</p> <p>○若年者の入職促進 魅力ある建設業のイメージアップのため、建設業協会と連携して、主に小学生を対象とした建設フェスタ、中学校における建設体験学習（ログハウス建設）、高校生を対象とした建設業インターンシップを実施しております。</p> <p style="text-align: right;">〔土木部〕</p> <p>【運輸業関係】</p> <p>○ 県では、県トラック協会及び県バス協会に対して、運輸事業振興助成補助金を交付しております。</p> <p>○ 県トラック協会及び県バス協会では、本補助金を活用して、貨物輸送や旅客輸送の安全確保、雇用確保・人材確保、さらには、労働環境の整備等に取り組んでおります。</p> <p>○ 特に、雇用確保・人材確保対策としては、会員事業者を対象に、大型運転免許取得に対する経費助成や人材確保セミナー等を実施しております。</p> <p>○ 加えて、労働環境を整え、離職を防止するために、定期健康診断や睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査に対する経費助成など、ドライバーに対する福利厚生事業も行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">〔商工労働観光部〕</p>
対応	<p>○建設業や運輸業を含め、県内企業が人材の確保を図れるよう、県内企業におけるインターンシップの促進や、新卒者と企業をマッチングする就職面接会の開催などにより、新卒者を含む若年者の就職支援に取り組んでまいります。</p> <p>○助成金制度の充実に向けた国への働きかけや国の現行制度の周知に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">〔商工労働観光部〕</p> <p>【建設業関係】</p> <p>○ 地元建設業の担い手確保のため、「4週8休を確保するモデル工事」、「ICT活用モデル工事」、「高校生インターンシップ」等の取組みを拡大してまいります。</p> <p style="text-align: right;">〔土木部〕</p> <p>【運輸業関係】</p> <p>○ 運輸事業振興助成補助金を通じて、引き続き運輸業の雇用確保・人材確保に必要な取組みを支援してまいります。</p> <p style="text-align: right;">〔商工労働観光部〕</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (1) 雇用確保・人材育成への支援 ④ 製造業における雇用確保・人材確保に対する支援 本県製造業における雇用確保・人材確保の問題は非常に深刻となっております。 ものづくりに携わる技術者が高齢化していく中、若手の雇用が進まず企業存続の ための技術移転等が進められないとの声が多数上がっています。 雇用確保・人材確保のため、以下の具体的取り組みを要望します。 (ア) 企業と学生の出会いの場の増加とものづくり企業のイメージアップへの 取り組み (イ) トライアル雇用制度の周知及び利用増加による企業と学生のマッチアップ機会 の拡大 (ウ) 産業技術短期大学・産業技術専門学校の充実と県内企業の採用機会の拡大</p>
<p>現 況</p>	<p>(ア) 企業と学生の出会いの場の増加とものづくり企業のイメージアップへの取り組み</p> <p>○ 「地方創生人材還流・定着支援事業」や「大好きいばらき就職面接会」、「いばらき就 職支援センター」における職業紹介などにより、製造業をはじめとする県内企業の人 材確保を支援しております。</p> <p>【地方創生人材還流・定着支援事業】 本県産業を担う人材の確保・定着を図るため、県内外の大学や産業界と連携し、 県内企業におけるインターンシップの促進や主に都内学生を対象とした合同就職 面接会の開催等により、雇用機会の創出に努めております。</p> <p>【大好きいばらき就職面接会】 大学等を卒業見込みの就職希望者及び既卒未就職者と県内企業が一堂に会し、対 面方式で面接を行う「大好きいばらき就職面接会」を年2回（各2会場）開催し ており、新規学卒者や未就職学卒者の就職を促進するとともに、県内企業の人材 確保への支援を行っております。 平成 29 年度は、6月に土浦、7月に水戸、10月に土浦・水戸で実施しました。</p> <p>【いばらき就職支援センター】 「いばらき就職支援センター（水戸市、常陸太田市、日立市、鉾田市、土浦市、 筑西市）」において、就職相談からキャリアカウンセリング、職業紹介までのサー ビスをワンストップで提供し、若年者や女性・中高年離職者等の就職を支援して おります。</p> <p>○ また、県では、県内高校生を対象とし、ものづくりマイスター等の優れた技能を有 する技能者が在職する事業所において、2日間程度の実践的で効果的なインターシ ップ（就業体験）を行っており、生徒の職業意識を養い、ものづくり産業などへの就 職の関心を高め、本県のものづくり産業の振興を行っております。 （実績（平成 29 年 3 月 31 日現在））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者数 145 名 ・職種 製造業，自動車整備，建築大工，和裁等 ・事業所数 のべ 76 事業所 <p style="text-align: right;">〔商工労働観光部〕</p>

現況	<p>(イ) トライアル雇用制度の周知及び利用増加による企業と学生のマッチアップ機会の拡大</p> <p>○ いばらき就職支援センターにおいて、求職者に対しトライアル雇用制度を周知するとともに、応募者がいる場合は、求人企業を紹介しております。</p> <p>【平成 29 年度 12 月 5 日現在：11 件】</p> <p>(ウ) 産業技術短期大学・産業技術専門学校の充実と県内企業の採用機会の拡大</p> <p>○ 高度かつ実践的な I T 技術者を育成する「産業技術短期大学校（I T 短大）」では、今年度から I o T やビッグデータなどの新技術に対応できるコースを新設いたしました。また、ものづくり技能者などを育成する産業技術専門学院では、企業の人材ニーズ等を踏まえた訓練を実施しており、適宜、カリキュラムの見直しや設備の更新を行っております。</p> <p>○ 短大校、学院ともに、平成 28 年度修了生の就職率は 100% であり、そのほとんどが、県内中小企業となっております。</p> <p>(実績（平成 29 年 3 月 31 日現在）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業技術短期大学校（1 校・2 訓練科）：就職者数 32 名 ・産業技術専門学院（5 学院・11 訓練科）：就職者数 128 名
対応	<p>○ 製造業を含め、県内企業が人材の確保を図れるよう、県内企業におけるインターンシップの促進や、新卒者と企業をマッチングする就職面接会の開催などにより、雇用機会の創出に努めてまいります。</p> <p>○ 助成金制度の充実に向けた国への働きかけや国の現行制度の周知に努めてまいります。</p> <p>○ 引き続き、県内高等学校に対して制度の更なる周知・広報に努め、高校生のインターンシップを通じてものづくり産業の振興を図ってまいります。</p> <p>○ 引き続き、企業及び求職者ニーズの把握に努め、短大校・学院の職業訓練の充実を図ってまいりますとともに、1 人でも多くの修了生と県内企業のマッチングが進むよう、インターンシップや合同企業説明会などの実施に取り組んでまいります。</p>

要望事項	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について</p> <p>(1) 雇用確保・人材育成への支援</p> <p>⑤ 介護福祉事業者に対する支援強化</p> <p>国内人口の高齢化が進む中、本県高齢化率は全国平均を上回っております。</p> <p>そうした状況下において、高齢者介護福祉施設の充実喫緊の課題と考えますが、介護福祉事業者からは事業の継続・サービス維持のためにも人材確保が課題であるとの声が強くなっております。介護福祉施設の充実、生産労働人口が減少する中で労働者の介護離職等の防止にもつながり、県内経済の底上げにも寄与するものと思われまます。</p> <p>厚生労働省においても2020年台初頭に向け「潜在介護人材の呼び戻し」「新規参入促進」「離職防止定着促進」による介護人材確保対策に取り組んでいますが、県におかれましても介護人材の確保に尚一層注力し、介護福祉事業者に対する支援強化を図って頂きたいと考えます。</p>
現況	<p>○ 介護人材については、地域医療介護総合確保基金を活用するなど、「参入促進」、「資質の向上」、「処遇・労働環境の改善」の3つの視点から、事業を実施し、人材の確保と福祉介護事業者への支援を行っております。</p> <p>[主な事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜在的有資格者等再就職支援事業 <p>茨城県福祉人材センターにおいて、介護関係の資格を有しながら、現在介護職に就いていない潜在的有資格者に人材センターへの登録届出を促し、求人情報や研修等の情報を提供することにより、再就職に繋げることを目的として実施しております。</p> ・離職介護人材再就職準備金 <p>茨城県社会福祉協議会において、介護の資格を有し、介護職場に就職したが現在は離職している潜在的有資格の方に介護事業所等に再就職する場合に必要な費用に関し離職介護人材再就職準備金の貸付を実施し、介護人材の呼び戻しと安定的な確保を進めております。</p> ・介護人材確保育成事業 <p>派遣会社を通じて、介護資格のない就職希望者を介護施設等に派遣し、派遣期間中に介護職員初任者研修を受講させ基本的な知識・技術を習得させることにより、直接雇用につなげ、在職職員が研修等に参加できる機会を確保することにより、新たな人材の確保とともに資質の向上を図っております。</p> ・エルダー・メンター制度等導入・支援事業 <p>介護職員の早期離職防止を図り、新人職員の定着に向けた支援体制の構築を図るため、エルダー・メンター制度導入研修やエルダー・メンター養成研修を実施しております。</p>

現 況	<p>【処遇・労働環境の改善】</p> <p>○ 介護職員の更なる処遇改善を図るため、介護施設・事業所に対し、介護報酬において拡充された介護職員処遇改善加算の取得を働きかけております。</p> <p>○ 介護職員の負担軽減を図るため、介護施設・事業所に対し、ロボット介護機器の導入費を助成するとともに、腰に負担をかけない介護技術の研修等を実施しております。</p> <p>また、介護職員の仕事と子育ての両立を支援するため、介護施設・事業所内保育施設の設置費や運営費を助成しております。</p>
対 応	<p>○ 依然として、介護職員の不足感がある状況であるため、引き続き「参入促進」、「資質の向上」、「処遇・労働環境の改善」の3つ視点から、これまでの取組の充実や実施方法の工夫等により、介護従事者の確保等を図ってまいります。</p> <p>○ 今後も引き続き、介護施設や事業所における処遇・労働環境の改善を支援することにより、職員の定着が図れるよう取り組んでまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について (1) 雇用確保・人材育成への支援 ⑥ 伝統工芸品技能者の後継者育成・確保の支援 本県には様々な郷土工芸品があり、貴重な地域資源として文化や芸術の観点から地方創生にも大きく寄与するものと考えますが、工芸士の高齢化等から技能の伝承が危ぶまれています。郷土工芸品の技能習得には長期間を要する事から、早急且つ着実な対策が重要となります。 当協会において「工芸士認定制度」の創設への提言をしてきた中、県におかれましては平成 28 年度に「工芸士認定制度」創設に向け検討委員会を立ち上げ、平成 29 年度予算に制度創設を盛り込んで頂きましたが、現在の進捗状況についてお聞かせ願います。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 「茨城県伝統工芸品指定制度(※)」は、小規模零細が多い伝統工芸品産業を取り巻く厳しい環境に、産地形成を促進することにより、地域ぐるみで工芸品継承に対応するために設けられた制度です。 ※今年度、茨城県伝統工芸士認定制度の創設と併せて、郷土工芸品から名称変更</p> <p>○ 「茨城県伝統工芸品指定制度」に基づき指定している工芸品は 41 品目(平成 29 年 10 月末日現在)となっています。</p> <p>○ 「茨城県伝統工芸品展」を開催し、工芸品の販売促進・情報発信に取り組んでおります。 〈「第 33 回茨城県伝統工芸品展」開催結果〉 ・期間：平成 29 年 11 月 16 日(木)～19 日(日) ・会場：山新グランステージつくば ・内容：伝統工芸品の展示・販売、体験教室 等 ・出展者数：14 品目 17 業者</p> <p>〈「第 34 回茨城県伝統工芸品展」開催(予定)〉 ・期間：平成 30 年 3 月 19 日(月)～21 日(水・祝) ・会場：スパイラルガーデン(東京都港区南青山) ・内容：伝統工芸品の展示・販売 等</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 「工芸士認定制度」については、既に認定制度を持つ 14 都府県や指定工芸品の製造者へのアンケート調査などを踏まえ、平成 28 年度に学識経験者等をメンバーとした検討委員会実施を経て、平成 29 年 7 月に「茨城県伝統工芸士」認定制度を創設したところです。</p> <p>○ 今後は、外部有識者等による審査委員会を実施し、伝統工芸士の認定を行うとともに、県内外での伝統工芸品展の実施などを通じて、工芸品の販路拡大や後継者育成、伝統工芸品の次代への継承などに取り組んでまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (1) 雇用確保・人材育成への支援 ⑦ 新卒者・若手社員の雇用にかかる支援強化 県内企業は従業員の長期雇用及び自社発展のため、新卒者・若手の雇用に注力しております。 団塊の世代が定年を迎える中、企業維持・発展のためにも若年層の雇用は重要な経営課題となっています。県におかれましても「大好きいばらき就職面接会」や「UIJターン促進事業」「インターンシップ促進事業」により就職支援事業に取り組んで頂いておりますが、若年層雇用確保のためさらなる支援を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 県では、今年度から国の補助事業「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用し、製造業・情報通信業の今後成長が見込まれる分野における正規雇用の創出に取り組んでいます。</p> <p>○ 特に、当課で行っている「戦略分野雇用創造促進事業」においては、離職者等に対し、正規雇用のために必要なビジネスマナー等の習得を目的とした基礎研修と就職予定先企業での実務研修等の実施を通じて雇用機会の増大を図っております。</p> <p>○ また、今年度も「大好きいばらき就職面接会」や「UIJターン促進事業」、「地元就職・定着促進事業」等を実施し、県内企業への就職促進を図っております。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 引き続き、県内産業界と連携を図り、県内企業における若年者の雇用確保に向けた取り組みを推進してまいります。</p>

<p>要望事項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (1) 雇用確保・人材育成への支援 ⑧ 女性の活躍を促進する環境整備 「女性活躍推進法」の施行により、常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、自社の女性活躍状況をもとに行動計画を策定、公表する事が義務付けられました。今後、女性活躍を促進するためには、女性が活躍出来る社会環境の構築が不可欠です。ワークライフバランスに対する経営者・管理職者への啓発活動、従業員のキャリア形成支援、子育て世代の従業員が安心して働ける環境づくり、女性の社会進出に伴う業務の身体的負担を軽減するための設備や機器導入を進めるための行政支援が必要と考えます。 「ハーモニートップセミナーの開催」や「イクボス養成講座」「キャリアアップ講座の開催」等、県におかれましても啓発活動に取り組んで頂いておりますが、女性活躍による県内経済の活性化のため、さらなる意識啓発と企業支援を要望します。</p>
<p>現況</p>	<p>○経営者・管理職向け意識啓発 ・「ハーモニートップセミナーの開催」 企業経営者，市町村長等を対象に，「女性活躍」や「働き方改革」などをテーマとした講演会の開催等を行っています。 ・「女性活躍推進セミナーの開催」 企業の人事担当者等を対象に，女性活躍を進める上で課題となる「採用」「定着」「管理職登用」について，テーマ別に具体的な解決策を学ぶセミナーを開催しています。</p> <p>○従業員のキャリア形成支援 ・「働く女性応援セミナー&交流会の開催，メンター設置」 働く女性のキャリア意識形成を促進するため，「働く女性」のネットワーク化に向けた業種別及びキャリアステージ別の勉強会，交流会を開催するとともに，県内企業で働く経験豊富な先輩女性社員をメンターとして委嘱し，働く女性からのメール相談を受け付けています。</p> <p>・「女性のためのキャリア相談員の設置」 仕事と生活の両立や，キャリアアップ等の悩みを相談するための専門相談窓口を設置しています。</p> <p>○身体的負担を軽減するための設備や機器導入を進めるための行政支援 ・「茨城県女性活躍環境整備支援補助金」の実施 中小企業が行う女性専用トイレやロッカーのほか，女性の身体的負担軽減のための設備や機器導入のための費用の一部に対して支援しています。</p> <p style="text-align: right;">〔知事直轄〕</p>

現 況	<p>○ワーク・ライフ・バランス</p> <p>経済団体（茨城県経営者協会，茨城県商工会議所連合会，茨城県商工会連合会，茨城県中小企業団体中央会），労働団体，行政機関と連携し，昨年度からの11月に加え8月を「いばらきワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン」期間として，「県内一斉ノー残業デー」や「休暇取得キャンペーン」を実施するほか，水戸駅において街頭キャンペーンを行いました。</p> <p>また，企業等よりキャンペーン期間中の取組を宣言する「ワーク・ライフ・バランス推進取組宣言書」を募集するなど，気運醸成を図っております。</p> <p style="text-align: right;">〔商工労働観光部〕</p>
対 応	<p>○ 今後も，セミナーの開催等を通して，経営者や管理職，女性自身の意識啓発に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">〔知事直轄〕</p> <p>○ 引き続き，経済団体等と連携してワーク・ライフ・バランスの経営者・管理職者への啓発活動を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">〔商工労働観光部〕</p>

要望事項	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について</p> <p>(1) 雇用確保・人材育成への支援</p> <p>⑨ 高齢者の雇用にかかる支援強化</p> <p>県内の65歳以上高齢化率は平成29年4月1日時点で28.0%と全国の高齢化比率27.5%を上回って推移しています。少子高齢化により労働力人口が減少する中、県内企業の労働力確保のため、女性活躍と併せて高齢者雇用も重要な課題となっています。また、高齢者の雇用においては県内のみならず、東京都内等でリタイアした方の県内企業への再就職促進及び居住促進を行う事も重要と考えます。実際に県内企業が求人活動を行った場合、高齢者からの応募も多数寄せられるものの、就業時間のミスマッチや本人の年齢から雇用期間が短くなる等の問題があるとの声が聞かれますが雇用確保を図るべく高齢者雇用に掛かる支援強化について要望します。</p>
現況	<p>○ 少子高齢化に伴う労働力人口の減少は重要な課題であり、高齢者の雇用促進は重要な課題であると認識しておりますことから、茨城県シルバー人材センターへの助成を通じた、県内シルバー人材センターにおける派遣事業の推進など、高齢者の雇用を促進してまいりますと共に、企業の労働力確保に努めております。</p>
対応	<p>○ 茨城県シルバー人材センター連合会への助成を通じ、シルバー人材センターにおける高齢者の雇用促進等に努めております。</p> <p>○ 国とも連携を図りながら、引き続き高齢者の雇用促進に努めてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (1) 雇用確保・人材育成への支援 ⑩ 障がい者の雇用促進・定着に向けた支援 県内企業からは、改正障がい者雇用促進法により平成30年4月より法定雇用率の算定基礎の対象に、精神障がい者が追加となり、法定雇用率の引き上げも予想され、障がい者の雇用・定着を課題と捉える声が多く寄せられています。 各企業が法定雇用率を維持し、定着化を図るためには、障がい者の採用機会の拡充、さらなる教育訓練等の支援拡充・トライアル雇用制度の活用に加え、自動車免許を有していない方への交通手段確保に対する支援が不可欠と考えます。企業が集積する工業団地への公共バス増便、新たな助成金等により尚一層の就労支援を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 茨城労働局と連携し、法定雇用率が未達成の事業所に対しまして、採用意識の向上と法定雇用率の遵守について個別訪問による指導を実施しておりますとともに、県内経済団体に対しましては、障がい者雇用の一層の拡大に努めるよう、要請を行っているところであります。</p> <p>○ また、企業はもとより、広く県民の方々に対しても、障がい者雇用への理解の醸成を図ることが重要でありますことから、「障害者雇用優良事業所」や障害を克服して職業人として立派に活躍しておられる方々を対象として、知事表彰によりその取組を顕彰しております。このほか、工夫を凝らして障がい者の雇用を進めている事例を県HPを利用して周知しております。</p> <p>○ さらに、障害者の雇用の場を確保するため、「障害者就職面接会」を年間で十回程度開催しておりますほか、県内六ヶ所の就職支援センターにおきまして、きめ細かに就職相談や職業紹介を行うとともに、求人開拓員が個別に企業を訪問し、障害者の求人枠の拡大に努めているところであります。</p> <p>○ また、教育訓練につきましては、県立水戸産業技術専門学院に「総合実務科」を設置し、知的障害者を対象として、職業訓練を実施するほか、民間教育機関や企業等を活用して精神・身体・知的など、障害者それぞれに異なる障害特性に応じた職業訓練コースを設定し、障害者の就労支援に取り組んでいるところであります。</p> <p>○ このほか、県内九ヶ所に設置しております「障害者就業・生活支援センター」におきましては、保健福祉部やハローワークとの連携のもと、就職の斡旋や職場定着といった就労面の支援に加え、生活習慣や健康管理などの生活相談も含めた総合的な支援を行っているところであります。</p> <p>○ 今後は、こうした取組に加え、来年度から法定雇用率が引き上げとなることなども踏まえ、茨城労働局と連携し、未達成事業所に対する集中的な指導を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">〔商工労働観光部〕</p>

現 況	<p><企業が集積する工業団地への公共バス増便></p> <p>○ 県では、公共交通の維持存続を図るため、国や市町村とともに広域的・幹線的路線を運行するバス事業者に対し、運行経費の赤字補助を行っており、また、県北山間地域における生活交通の確保を図るため、廃止されたバス路線を代替運行する市町村に対して、運行経費の補助を行っております。</p> <p>さらに、平成27年度から、市町村が取り組む広域バス路線の新設や再編に対しても運行経費の支援を行っております。</p> <p>○ これらに加え、平成28年度からは、「地域公共交通確保対策事業」として、県北、鹿行、県南、県西の県内4地域において、県、市町村、有識者、交通事業者等で構成する協議会を立ち上げ、地域の実情に応じた広域公共交通のニーズの把握を行い、それらを踏まえ、バス等の運行形態や運行ルート、費用負担等の検討を行っております。</p> <p>このうち、本年2月から県南地域で稲敷エリア広域バス（3ルート）、8月から鹿行地域で鹿行広域バス（神宮・あやめライン）の実証運行をそれぞれ開始しました。</p> <p style="text-align: right;">〔企画部〕</p>
対 応	<p>○ 今後も、茨城労働局及び各地区ハローワークと連携し、障害者雇用の促進に取り組んでまいります。</p> <p>○ また、障害者や福祉施設等の関係者に対して訓練制度の更なる周知・広報に努め、訓練の実施を通じて障害者の就労促進を図ってまいります</p> <p style="text-align: right;">〔商工労働観光部〕</p> <p>○ バスの増便には、バスを運行する事業者や市町村において、沿線の住民や企業のニーズ等を見ながら総合的に検討していく必要があるものと考えます。</p> <p>具体的な要望がありましたら、バス事業者や市町村にもお伝えしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">〔企画部〕</p>

平成 29 年度県政要望に係る現況・対応

知事直轄・商工労働観光部（労働政策課）

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (1) 雇用確保・人材育成への支援 ⑪ 外国人雇用にかかる規制緩和・就労支援 労働力人口が減少し、県内企業の人員確保が難しくなっている中、外国人労働者の雇用増加によって労働力確保を図りたいとの声が寄せられています。建設業を始めとして労働者の高齢化が進み労働力確保が困難な業種において、外国人雇用により労働力を確保しようという動きがある中、外国人研修制度においては研修期間や業種の制限等制約が多く、思うように雇用確保が出来ず外国人雇用にかかる規制緩和への要望が寄せられています。 平成 29 年 11 月施行の「技能実習法」につきまして適切な制度内容の広報を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>【労働力人口の減少，人手不足の状況】 ○ 県内労働力人口は平成 25 年以降減少を続けており，平成 28 年は 1,514 千人となっています。 [商工労働観光部]</p> <p>【技能実習法の制度内容の広報】 ○ 平成 29 年 11 月 1 日付で「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行されました。 ○ 同法では，開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため，技能実習制度の管理監督体制を強化し，技能実習生の保護等を図るとともに，優良な監理団体等に対しては，実習期間の延長（最大 3 年間→5 年間）や受入れ人数枠の拡大など，制度の拡充が図られました。 ○ また，技能実習制度の対象職種に介護職種が追加されたところです。 ○ 同法の施行を受け，外国人技能実習機構（水戸支所）や厚生労働省などが，制度関係者に対し，説明会やセミナーを実施しています。 [知事直轄]</p>
<p>対 応</p>	<p>【技能実習法の制度内容の広報】 ○ 外国人技能実習機構等の関係機関と連携し，「技能実習法」について適切な制度内容の周知に努めます。 [知事直轄]</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について (1) 雇用確保・人材育成への支援 ⑫ 県内高等学校教職員への企業情報・業界情報の周知 最近の学力・学習状況調査、体力・運動能力、運動習慣等調査結果で、茨城県の生徒の躍進が目立つのは素晴らしい事であり関係者の取り組みに感謝致します。こうした生徒が成長し、茨城県内の企業に就職し、茨城を活性化していく事が重要と考えます。そうした中、生徒の就職相談相手として重要な役割を持つ教職員の方々にも、県内の優れた企業の情報や業界の情報を得ていただき、就職相談に活かして頂く事を要望します。</p>															
<p>現 況</p>	<p>○地区別産学懇談会 現在、茨城県産業教育振興会の事業として、県内5地区において地区別産学懇談会を行い、企業の採用担当者と高等学校の進路指導担当者が一堂に会して、円滑な高校生の就職支援に向けた情報交換を行っております。</p> <p>○平成 28 年度の実施状況</p> <table border="0"> <tr> <td>県北地区</td> <td>企業数 16 社</td> <td>学校数 11 校</td> </tr> <tr> <td>水戸地区</td> <td>企業数 41 社</td> <td>学校数 18 校</td> </tr> <tr> <td>鹿行地区</td> <td>企業数 29 社</td> <td>学校数 17 校</td> </tr> <tr> <td>県南地区</td> <td>企業数 37 社</td> <td>学校数 22 校</td> </tr> <tr> <td>県西地区</td> <td>企業数 34 社</td> <td>学校数 27 校</td> </tr> </table>	県北地区	企業数 16 社	学校数 11 校	水戸地区	企業数 41 社	学校数 18 校	鹿行地区	企業数 29 社	学校数 17 校	県南地区	企業数 37 社	学校数 22 校	県西地区	企業数 34 社	学校数 27 校
県北地区	企業数 16 社	学校数 11 校														
水戸地区	企業数 41 社	学校数 18 校														
鹿行地区	企業数 29 社	学校数 17 校														
県南地区	企業数 37 社	学校数 22 校														
県西地区	企業数 34 社	学校数 27 校														
<p>対 応</p>	<p>○ 地区別産学懇談会は、企業と学校の情報交換の場として貴重な機会となっておりますが、5地区での開催時期や懇談会の内容が異なるため、教職員が県内企業の情報等を適切に得られ、生徒への進路指導に生かせるよう、改善に取り組んで参ります。</p>															

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (1) 雇用確保・人材育成への支援 ⑬ 「働き方改革」実現に向けての支援 厚生労働省では、女性も男性も、高齢者も若者も、障がいや難病のある方も、一人ひとりのニーズにあった、納得のいく働き方を実現するため、「働き方改革」の実現に向けての取り組みを進めています。 県内企業においても生産性の向上や長時間労働の是正等に取り組んでおりますが、「働き方改革」を進める企業に対し行政におかれましても取り組みが顕著な企業に対する認定制度の創設や助成制度を整備し、県内経済の活性化に取り組んでいただきたく要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 従業員の育児・介護支援のための取組や、働き方の見直しに関する取組などについて、現状を改善する取組目標を定める「仕事と生活の調和推進計画」の策定を企業に対し普及しており、現在、累計469事業所（H29.11.24現在）から届出をいただいております。</p> <p>○ この計画の策定に加え、女性活躍推進、子育て支援にバランス良く取り組んでいる企業を「茨城県女性が輝く優良企業」として認定・表彰を行っております。</p> <p>○ また、中小企業に対して、育児・介護休業法で努力義務の範囲の休業や短時間勤務制度等を設け、当該制度を3ヶ月以上利用した従業員が初めて出た場合に県独自に奨励金を支給しています。</p> <p>○ さらに、企業経営者、労務管理者及び従業員を対象としたセミナーを従前から開催していることに加え、今年度は、建設業及び製造業を対象に、意欲的に取り組もうとする企業に対しコンサルティングを実施し、他社のモデルとなる企業を育成し、その取組と成果の発表会を開催いたします。同業他社の模範となる先進的な取組を広く紹介することにより、県内企業の働き方改革への取組を一層促進しております。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 今後も、県内企業に対し「仕事と生活の調和推進計画」策定の普及を図るとともに、モデル企業の育成し、その取組を広く紹介することなどにより、働き方改革への取組を促進してまいります。</p> <p>○ また、働き方改革に関する認定制度や助成制度については、既の実施している事業との重複もあることから、総合的に検討してまいります。</p>

要望事項	<p>1. 地域発展への貢献が多である地元企業の安定化・活性化について (2) 販売促進・強化への支援 ① 企業誘致推進の強化 本県の企業誘致実績は、行政のご尽力により全国的に見ても非常に良好です。企業誘致は、地元雇用の創出や下請け企業の受注増加に加え、定住人口増加に伴う消費拡大等大きなメリットを享受できます。また、平成 29 年度税制改正の中で「地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充」が図られたことから、本県でも本社機能の受入促進策を講じ、より一層のご尽力を要望します。 本県の都市部に近く、充実した産業インフラの強みを活かすため、工業団地の整備による県外企業の進出環境づくりへのさらなる取り組みをお願いします。</p>																																																																																						
現況	<p>【企業誘致】 ○ H29 年上期の工場立地動向調査（経産省）によると、電気業を除いた場合、工場立地件数の項目において全国第 4 位（26 件）、工場立地面積が全国第 3 位（37 ha）、県外企業立地件数が全国第 1 位（18 件）となっております。</p> <p>【工場立地件数（電気業を除く）】 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="229 880 1445 1032"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H25</th> <th colspan="2">H26</th> <th colspan="2">H27</th> <th colspan="2">H28</th> <th colspan="2">H29</th> </tr> <tr> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>上期</th> <th>前年同期比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県</td> <td>55(1)</td> <td></td> <td>75(1)</td> <td>+36.4%</td> <td>78(1)</td> <td>+4.0%</td> <td>40(7)</td> <td>△48.7%</td> <td>26(4)</td> <td>+44.4%</td> </tr> <tr> <td>全 国</td> <td>831</td> <td></td> <td>1,008</td> <td>+21.3%</td> <td>1,045</td> <td>+3.7%</td> <td>994</td> <td>△4.9%</td> <td>499</td> <td>+9.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【工場立地面積（電気業を除く）】 (単位：ha)</p> <table border="1" data-bbox="229 1070 1445 1211"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H25</th> <th colspan="2">H26</th> <th colspan="2">H27</th> <th colspan="2">H28</th> <th colspan="2">H29</th> </tr> <tr> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>上期</th> <th>前年同期比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県</td> <td>117()</td> <td></td> <td>109(1)</td> <td>△6.8%</td> <td>102(1)</td> <td>△6.8%</td> <td>93((1)</td> <td>△8.8%</td> <td>37(3)</td> <td>△47.9%</td> </tr> <tr> <td>全 国</td> <td>1,077</td> <td></td> <td>1,181</td> <td>+9.7%</td> <td>1,122</td> <td>△5.0%</td> <td>1,123</td> <td>+0.1%</td> <td>569</td> <td>+1.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () は全国順位を表します。</p> <p style="text-align: right;">[知事直轄]</p> <p>【工業団地整備】 ○ 茨城中央工業団地 2 期地区や茨城中央工業団地（笠間地区）等は、幅広い業種の立地に対応できるよう用途を準工業地域とするとともに、企業の意向に沿って整備を行うオーダーメイド方式を採用し、企業誘致に取り組んでいます。 [企画部]</p>		H25		H26		H27		H28		H29		通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	上期	前年同期比	茨城県	55(1)		75(1)	+36.4%	78(1)	+4.0%	40(7)	△48.7%	26(4)	+44.4%	全 国	831		1,008	+21.3%	1,045	+3.7%	994	△4.9%	499	+9.4%		H25		H26		H27		H28		H29		通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	上期	前年同期比	茨城県	117()		109(1)	△6.8%	102(1)	△6.8%	93((1)	△8.8%	37(3)	△47.9%	全 国	1,077		1,181	+9.7%	1,122	△5.0%	1,123	+0.1%	569	+1.8%
	H25		H26		H27		H28		H29																																																																														
	通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	上期	前年同期比																																																																													
茨城県	55(1)		75(1)	+36.4%	78(1)	+4.0%	40(7)	△48.7%	26(4)	+44.4%																																																																													
全 国	831		1,008	+21.3%	1,045	+3.7%	994	△4.9%	499	+9.4%																																																																													
	H25		H26		H27		H28		H29																																																																														
	通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	上期	前年同期比																																																																													
茨城県	117()		109(1)	△6.8%	102(1)	△6.8%	93((1)	△8.8%	37(3)	△47.9%																																																																													
全 国	1,077		1,181	+9.7%	1,122	△5.0%	1,123	+0.1%	569	+1.8%																																																																													

【企業誘致】

○ 企業誘致の取組につきましては、本県の優れた事業環境を企業の皆様にご理解いただくため、引き続き、立地推進東京本部を中心に、重点的に企業訪問を実施いたしますとともに、セミナーや産業視察会を開催し、さらには新聞や経済誌等におきまして、圏央道など整備が進む広域交通ネットワークあるいは首都圏への近接性、比較的割安な地価など、本県の立地優位性を訴えているところです。

<セミナー等の実施状況（H29年度）>

- ・ いばらき企業立地補助金等説明会
（日時：H29.7.27，於：東京都内，参加：37社52名）
- ・ いばらき産業立地セミナーIN東京
（日時：H29.11.9，於：東京都内，参加：269社535名）
- ・ 産業視察会【県央地域】（日時：H29.11.17）

<新聞広告等の実施状況（H29年度）>

- ・ 新聞広告・・・日刊工業新聞，茨城新聞
- ・ 経済誌広告・・・週刊ダイヤモンド（予定）

○ また、企業が立地しやすい事業環境の整備を図るため、県税の課税免除や工業用水道料金の減額のほか、オーダーメイド方式や区画の分割など企業ニーズを踏まえた工業団地分譲を行うなど各種販売方策を展開しているところです。

○ さらに、本県が中心となって強く働きかけた結果、国に創設いただいた「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」，「茨城産業再生特区」に係る税制上の特例措置などの優遇措置を積極的に活用し全力で企業誘致に取り組んでいるところです。

<津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（1次～7次公募）>

- ・ 採択件数（県内）：71件

<茨城産業再生特区に係る税制上の特例措置（H29.10末現在）>

- ・ 指定件数：761件／550社

○ これらに加え、平成27年度に創設した、県及び県開発公社等の工業団地の用地取得費を補助する「立地促進対策補助事業」も活用し、1社でも多くの企業立地の実現に努めているところです。

○ 本社機能移転につきましては、国が創設した地方拠点強化税制に加え、本県独自の全国トップクラスとなる県税の優遇措置を設けたほか、昨年度には、本社の全面移転や本社の複数部門の移転を加速化させていくため、既存の補助事業の対象を拡大し、企業の本社機能移転費用に対する最大1億円の補助金を設けるなど、優遇制度の拡充を図っております。

○ 今後も、これら立地促進策を最大限活用するとともに、本県の優れた立地環境を積極的にPRしながら、全庁をあげて全力で企業誘致及び本社機能の誘致を推進してまいります。

[知事直轄]

【工業団地整備】

○ オーダーメイド方式工業団地では、造成後のイメージが持ちにくいいため、モデル画地を整備するとともに、手戻りのない範囲でのインフラ整備や粗造成を実施しております。

[企画部]

対
応

要 望 事 項	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について</p> <p>(2) 販売促進・強化への支援</p> <p>② 中小企業の海外進出への支援</p> <p>本県においては、行政のご尽力により、ジェットロ茨城の開設や茨城県中小企業振興公社の機能強化など、県内企業の海外進出支援体制が構築されています。そうした中、県内中小企業からは、貿易相談員等の窓口強化、アジア諸国を中心とした海外輸出拡大への支援、情報提供の強化への充実した取り組みに加え、海外進出や現地に赴任する労働者の各種申請手続きが煩雑で分かりにくいとの意見が寄せられています。</p> <p>県内中小企業の海外進出拡大に向け、一層のご支援を要望します。</p>																																																																															
現 況	<p>【貿易相談窓口、専門家による対応】</p> <p>○ 県では、(公財)茨城県中小企業振興公社に貿易相談員を配置し、貿易相談窓口による海外ビジネス情報の提供や専門家による個別相談を実施することで、県内企業の海外展開を支援しております。</p> <p>[相談件数(平成24~29年度)] ※平成29年度は10月末日現在の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出</td> <td>94</td> <td>85</td> <td>94</td> <td>147</td> <td>56</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>輸入</td> <td>21</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>投資</td> <td>38</td> <td>29</td> <td>46</td> <td>26</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>88</td> <td>72</td> <td>70</td> <td>96</td> <td>60</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>241</td> <td>197</td> <td>216</td> <td>289</td> <td>134</td> <td>92</td> </tr> </tbody> </table> <p>【貿易等セミナーの実施】</p> <p>○ 県内企業の国際ビジネスを支援するため、貿易コンサルタントによる実務研修を開催しております。</p> <p>[平成29年度 実務研修開催状況]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実務研修名</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>9月7日 契約までの貿易実務1</td> <td rowspan="3">19名 3回</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>9月14日 契約までの貿易実務2</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>9月20日 契約履行のための貿易実務、貿易の手順、模擬商談会</td> </tr> </tbody> </table> <p>【海外展示会への出展支援】</p> <p>○ (公財)茨城県中小企業振興公社に輸出拡大支援員を配置し、食品やものづくりの海外展示会の出展を支援しております。</p> <p>[展示会の概要]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>開催国</th> <th>展示会名</th> <th>会期</th> <th>支援企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">食品</td> <td>シンガポール</td> <td>Food Japan 2017</td> <td>H29.10.26-28</td> <td>12社</td> </tr> <tr> <td>ベトナム</td> <td>Food EXPO 2017</td> <td>H29.11.15-18</td> <td>6社</td> </tr> <tr> <td>沖縄(※)</td> <td>沖縄大交易会</td> <td>H29.11.27-28</td> <td>6社</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ものづくり</td> <td>中国</td> <td>上海ものづくり商談会</td> <td>H29.9.21-23</td> <td>7社</td> </tr> <tr> <td>タイ</td> <td>METALEX 2017</td> <td>H29.11.22-25</td> <td>5社</td> </tr> </tbody> </table> <p>※アジア各国からバイヤーが参加</p>	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	輸出	94	85	94	147	56	71	輸入	21	11	6	20	8	0	投資	38	29	46	26	10	6	その他	88	72	70	96	60	15	計	241	197	216	289	134	92		実務研修名	参加者	1	9月7日 契約までの貿易実務1	19名 3回	2	9月14日 契約までの貿易実務2	3	9月20日 契約履行のための貿易実務、貿易の手順、模擬商談会	分野	開催国	展示会名	会期	支援企業数	食品	シンガポール	Food Japan 2017	H29.10.26-28	12社	ベトナム	Food EXPO 2017	H29.11.15-18	6社	沖縄(※)	沖縄大交易会	H29.11.27-28	6社	ものづくり	中国	上海ものづくり商談会	H29.9.21-23	7社	タイ	METALEX 2017	H29.11.22-25	5社
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29																																																																										
輸出	94	85	94	147	56	71																																																																										
輸入	21	11	6	20	8	0																																																																										
投資	38	29	46	26	10	6																																																																										
その他	88	72	70	96	60	15																																																																										
計	241	197	216	289	134	92																																																																										
	実務研修名	参加者																																																																														
1	9月7日 契約までの貿易実務1	19名 3回																																																																														
2	9月14日 契約までの貿易実務2																																																																															
3	9月20日 契約履行のための貿易実務、貿易の手順、模擬商談会																																																																															
分野	開催国	展示会名	会期	支援企業数																																																																												
食品	シンガポール	Food Japan 2017	H29.10.26-28	12社																																																																												
	ベトナム	Food EXPO 2017	H29.11.15-18	6社																																																																												
	沖縄(※)	沖縄大交易会	H29.11.27-28	6社																																																																												
ものづくり	中国	上海ものづくり商談会	H29.9.21-23	7社																																																																												
	タイ	METALEX 2017	H29.11.22-25	5社																																																																												

【外国特許出願支援】

- 国の事業（地域中小企業知的財産戦略支援事業）を活用し、国際的な事業展開のため戦略的に外国出願を行う県内中小企業に対して出願費用の一部を助成しております。

〔平成 28 年度〕

- 実施者：（公財）茨城県中小企業振興公社
公募期間： 第 1 回 平成 28 年 5 月 20 日（金）～6 月 30 日（木）
第 2 回 平成 28 年 8 月 4 日（木）～9 月 16 日（金）
助成総額： 5,719,000 円
助成内容： 特許 ～ 出願費用等の 1/2 以内（上限 150 万円）
意匠・商標 ～ 出願費用等の 1/2 以内（上限 60 万円）
冒認対策商標 出願費用等の 1/2 以内（上限 30 万円）
助成先： 10 件（茨城県中小企業外国出願支援事業審査委員会で選考し決定）

【海外展開企業のネットワークづくり】

- いばらき海外進出サポート協議会を設置し、海外進出企業間のネットワーク構築及びこれから海外進出を検討する企業へのサポートを実施しています。

- ・組織名： いばらき海外進出サポート協議会
- ・設立： H26. 3. 19
- ・参加企業： 58 社（H29 年 11 月末現在）
- ・実績： 総会 1 回
現地政府手続き等のテーマを含む海外展開セミナー 3 回

現

【東南アジアにおける企業支援体制の整備】

- 東南アジアのビジネスセンターとして近隣諸国のハブ機能を有しているシンガポールに県職員を派遣し、経済成長が著しい東南アジアへの県内中小企業の海外展開を支援しています。

- ・場所： シンガポール
- ・方法： 常陽銀行現地駐在員事務所へ職員派遣
- ・派遣時期： H26 年 8 月
- ・主な業務：
東南アジア全体の情報収集、進出企業に対する情報提供
海外進出サポート協議会や県人会等のネットワークづくり
海外展示会への出展支援
県の物産、観光等の PR
- ・実績： 展示商談会支援 3 件、現地進出企業・政府機関等訪問 19 回 等

況

【ジェトロ茨城貿易情報センターによる支援】

- 平成 26 年 6 月に設置されたジェトロ茨城貿易情報センターと連携し、貿易相談体制やセミナーの開催等を通じて、県内中小企業の海外展開を支援しています。

- ・相談件数： 716 件
- ・セミナー件数： 21 回（参加延べ数 968 人）
- ・巡回相談件数： 235 件
- ・海外バイヤー招聘： 3 回（延べ 3 カ国 4 バイヤーを招聘）

※実績は H29 年 10 月末日現在

現況	<p>【ベトナムでの販路開拓】</p> <p>○ アジアの中でも急激に市場が拡大しているベトナムにおいて、県産品の販路開拓を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地ビジネス需要開拓 販路開拓員によるハノイ・ホーチミンの現地バイヤー等への県産品の売込みを実施 ・ 販路開拓プロモーション 現地展示会への出展（Food EXPO 2017：再掲）や現地商談会を実施 ・ 販路開拓サポート 県内企業の現地商談のための渡航費支援等を実施 ・ バイヤー招聘 現地バイヤーを本県に招聘し、県内で商談会を実施
対応	<p>○ 今後とも、（公財）茨城県中小企業振興公社に設置している貿易相談窓口や配置している専門家により、各種申請手続きをはじめ様々な相談に対応していくほか、展示会出展支援、外国特許出願支援などにより、中小企業の海外展開を支援してまいります。</p> <p>○ また、ジェトロ茨城貿易情報センターと連携し、ジェトロが持つ海外ビジネス情報を始め、海外展示会や商談会などの豊富なメニューを活用し、本県中小企業の海外展開を積極的に支援してまいります。</p>

要望事項	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (2) 販売促進・強化への支援 ③ ビジネスマッチングの支援強化 県内企業の発展のためには県内のみならず近隣他県まで含めた横断的な経済活動の活発化が重要と考えます。茨城県は鉄道・高速道路・空港・港湾といずれも整備され、非常に交通インフラが充実しております。 これら交通インフラを十分に活用し、県内企業・経済のさらなる発展を図るべく、県内企業のみならず近隣他県企業との横断的な商談会や交流会の開催による新たな商機拡大を要望します。</p>
現況	<p>○商談会の開催・展示会への出展 (公財)茨城県中小企業振興公社におきまして、「関東 5 県ビジネスマッチング商談会」として、関東 5 県（群馬、栃木、埼玉、千葉、茨城）の産業支援機関が連携し、主に首都圏の大手企業等と、関東 5 県の受注企業とのマッチングを行う商談会を開催しておりますとともに、大規模展示会への出展支援を行うことで、全国の手続き企業とのマッチング支援を行っております。</p> <p>○ビジネスコーディネーター等による販路開拓支援 (公財)茨城県中小企業振興公社に、大手企業等のOBで営業等の経験を持つ専門家（ビジネスコーディネーター）を配置し、県内外の発注企業に対し、県内中小企業の製品等の売り込みや、大手企業と中小企業のマッチングを行っております。</p>
対応	<p>○ 今後とも、(公財)茨城県中小企業振興公社において、近隣他県の産業支援機関と連携し、商談会の開催を行うとともに、近隣他県企業の受注案件獲得につとめ、県内企業における県外への販路開拓を促進してまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (2) 販売促進・強化への支援 ④ IT化促進による生産性向上と地域経済・社会の活性化 ITの技術革新によって、実世界のあらゆるものがネットワークでつながるIoTが進展し、様々なモノ・機械などから情報の取得が可能になるとともに、社会全体に流通するデータが急増しビッグデータとして収集・蓄積される一方、AI(人工知能)による解析や判断が実世界にフィードバックされるシステムが現実のものになってきており、産業構造の変革が予想されています。 また、少子高齢化が進み労働人口が減少していく中で、県内企業においてもIT技術を活用し生産性を向上させる事は、企業の継続的な発展と地域経済の活性化を図る中で重要な課題であると思料します。 県におかれましては平成28年3月に「いばらきIT戦略推進指針」を策定し県内におけるIT利活用の推進を図っておられますが、県内企業に対しても専門家によるIT利活用の啓発やIT設備導入の支援、また、それに伴う資金面での助成を拡充し、一層のIT化促進による生産性向上を進めて頂きたいと要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>【IT化促進】 ○ 県では、中小企業を対象にしたIT研修を実施することにより、セキュリティやネットワーク構築、プログラムやシステムなどの開発におけるマネジメント力の強化など、中小企業におけるITの利活用の促進や人材の育成を支援しています。 ○ また、県内中小企業のIoT導入を促進するため、IoT専門家による相談対応や、IoT導入計画の作成などを支援するほか、全国に先駆けて工業技術センターに整備した「模擬スマート工場」を、中小企業のIoTやロボット導入の実証試験や、製品開発の場として活用することで、生産性向上を支援しています。</p> <p>【生産性向上】 ○ 県では、県内の中小情報通信事業者が、サービス産業の生産性向上に資するシステムを開発するための経費補助と専門家派遣による情報通信事業者とサービス事業者とのマッチングを行うことにより、情報通信事業者の雇用創出とサービス産業の生産性向上の促進を図っております。</p> <p>(補助内容) 対象経費：システム開発・改良、データ収集・解析の開発に係る経費 等 補助額：上限100万円以内/年間 補助件数：5件/年</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 今後も、IoT導入促進や中小企業の要望等に即したIT研修事業など、IT化促進による生産性向上の支援に取り組んでまいります。 ○ また、多様な事業を展開するサービス産業の生産性向上を促進するため、情報通信事業者とサービス事業者とのマッチングを通じて様々なモデル事例を創出し、その取組事例を広く普及啓発していくことにより、サービス産業の生産性向上の促進に努めてまいります。</p>

要 望 事 項	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (2) 販売促進・強化への支援 ⑤ 農業事業者への支援強化</p> <p>本県は全国 2 位の農業産出額を誇る国内有数の農業県でもあります。また、本県は平地が多く温暖な気候であり、農業に非常に適した立地となっています。しかしながら、農業従事者においても高齢化が進み、若者の就農離れが続いている状況であり、農家の後継者問題や耕作放棄地が広がっている状況にあります。また、新たな就農希望者が農業を開始するためには、設備導入や耕作地確保のために多額な資金が必要であり、非常にハードルが高くなっている状況です。</p> <p>そうした中、県におかれましては県内・県外の就農希望者の呼び込み支援や優良農地の確保・遊休農地の再生等の支援及び就農にかかる資金面での支援を拡充し、さらなる県内農業の活性化を図って頂きたいと要望します。</p>														
現 況	<p>○ 県内・県外の就農希望者の呼び込み支援については、県農林振興公社において、就農に関するワンストップ相談窓口を設置し、栽培技術の習得や農地、住居、さらに所得の確保などについて、情報提供しております。また、本県農業の魅力や就農に関する情報についてホームページ等を通じて幅広く提供するとともに、県内外において、合計 30 回以上の就農相談イベントを開催し、平成 28 年度は 951 人にのぼる相談者に対応いたしました。</p> <p>○ 2015 年農林業センサスにおける本県の耕作放棄地面積は 23,918ha で、福島県に次いで、全国 2 番目に多い状況です。</p> <p>耕作放棄地の面積（面積上位 5 道県） （単位：ha）</p> <table border="1" data-bbox="272 1025 1430 1104"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>全国</th> <th>福島県</th> <th>茨城県</th> <th>千葉県</th> <th>北海道</th> <th>岩手県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耕作放棄地面積</td> <td>423,064</td> <td>25,226</td> <td>23,918</td> <td>19,062</td> <td>18,654</td> <td>17,428</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 市町村農業委員会では毎年、農地の利用状況を確認しており、遊休状態にある農地については今後の利用意向を確認し、農地中間管理機構への貸付を促しております。</p> <p>また、耕作放棄地の再生にあたっては、耕作放棄地再生利用交付金等の活用により、農地の再生経費等の補助を受けることができます。</p> <p>○ 資金面での支援につきましては、就農直後の経営確立を支援する農業次世代人材投資資金（旧 青年就農給付金）や、新規就農者を対象に農業用機械などの取得経費を融資する青年等就農資金の活用を推進しております。</p>	区分	全国	福島県	茨城県	千葉県	北海道	岩手県	耕作放棄地面積	423,064	25,226	23,918	19,062	18,654	17,428
区分	全国	福島県	茨城県	千葉県	北海道	岩手県									
耕作放棄地面積	423,064	25,226	23,918	19,062	18,654	17,428									
対 応	<p>○ 就農希望者の呼び込み支援につきましては、新規就農者が、技術の習得から農地や住居、販路の確保などについて、産地のきめ細かなサポートを受けながら定着できるような受入体制を整備することで、本県への就農を促進してまいります。</p> <p>○ また、農業参入を希望する企業に対する相談体制の整備についても、今後検討してまいります。</p> <p>○ 耕作放棄地の早期把握と未然防止に向けて、農業委員会の行う調査の徹底を図ってまいります。</p> <p>○ 耕作放棄地再生の経費については、国の耕作放棄地再生利用交付金、またその後継事業である荒廃農地等利活用促進交付金の積極的な活用に向けて周知を図ってまいります。</p> <p>○ 資金面での支援につきましては、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金の予算を十分確保できるよう、国などに働きかけてまいります。</p>														

<p>要望事項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (3) 官公需の県内企業発注等に対する支援 ① 一般競争入札参加者選定における適正な地域要件の強化等県内事業所の受注機会確保に対する支援 県内企業への優先発注は、地域経済活性化や雇用維持・拡大に大きく寄与します。 つきましては、県内事業者の受注機会の拡大を図るため、一般競争入札参加者選定において、地域要件を含めた入札参加要件の見直しとともに、庁内各課や出先機関からの発注拡大に向け、積極的な取り組みを引き続き要望します。</p>
<p>現況</p>	<p>○ 物品・役務の調達におきましては、県内事業者の受注機会を確保するため、本庁各課や出先機関に対して、一般競争入札の入札参加資格に地域要件を設定するよう通知するとともに、毎年度、これらを対象とした、研修会の開催などを通じて周知を図っています。 例えば、県内に事業所を有する事業者だけで十分な競争性を確保できる場合は、まず「茨城県内に本店を有すること」、次に「茨城県内に支店等の営業所を有すること」との地域要件を定めることを指導しております。 〔会計事務局〕</p> <p>○ 県では、国とともに「官公需確保対策地方推進協議会」を開催し、庁内各課や出先機関及び国や市町村の県内行政機関に対して、「中小企業者に関する国等の契約の方針」の周知を図るとともに、地元中小企業者等への受注機会の拡大を働きかけています。 また、認定した事業者の新商品を県が優先的に随意契約で購入できる「新分野開拓商品事業者認定制度」により事業者を認定し、「官公需確保対策地方推進協議会」において認定事業者によるプレゼンテーションを実施する等、地元中小企業の受注機会の拡大を図っています。 〔商工労働観光部〕</p>
<p>対応</p>	<p>○ 今後とも、物品・役務の調達に係る一般競争入札を行う場合の地域要件の設定については、県内事業者の受注機会の拡大を図るため、可能な限り、入札参加資格に地域要件を設定するとともに、本庁各課や出先機関に対しても研修会などを通じて引き続き適切な設定を行うよう指導してまいります。 〔会計事務局〕</p> <p>○ 今後とも「官公需確保対策地方推進協議会」等を通じ、地元中小企業者等への発注拡大のため、県内の行政機関に対して協力を要請してまいります。 〔商工労働観光部〕</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多である地元企業の安定化・活性化について (3) 官公需の県内企業発注等に対する支援 ② 競争入札におけるダンピングの排除 多くの中小零細企業、なかでも建設業においては、為替相場に起因する仕入れコストの上昇、電力代や燃料費の高騰、オリンピック特需の影響による労務費高騰など生産コストの増大と企業間の競争激化により、十分な価格転換ができないなど、厳しい経営環境が続いています。行政の競争入札においては、低入札調査基準価格等の適正な運用によるダンピング排除と総合評価方式の適用案件拡充などによる入札参加事業者への配慮を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>【建設工事について】 土木部においては、250万円を超え1億円未満の建設工事（総合評価方式一般競争入札を除く）の入札について、最低制限価格制度を適用しており、1億円以上の建設工事及び1億円未満の総合評価方式一般競争入札により発注する建設工事については低入札価格調査制度を適用し、ダンピング防止を図っております。 また、平成29年4月には、国の低入札価格調査基準価格の引き上げに準拠して、本県においても低入札調査基準価格及び最低制限価格を引き上げたところであります。 総合評価方式については、平成17年度から試行を行っており、平成29年度は一般競争入札案件全体の概ね5割を目標としております。</p> <p>【建設コンサルタント等業務委託について】 建設コンサルタント等業務委託においても、平成28年2月から、最低制限価格制度の対象範囲を1,000万円未満から1,500万円未満に引き上げたところであります。 また、平成29年4月から、更なるダンピング対策を講じるため、国の基準に準拠して低入札調査基準価格及び最低制限価格を引き上げたところであります。</p> <p>[最低制限価格制度] 最低制限価格を設定し、入札価格が最低制限価格を下回った場合に、その入札を行った者を落札者とししない制度 [低入札価格調査制度] 調査基準価格を下回った場合に、契約が適正に履行されるかどうかを調査する制度</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 本県の建設工事等においては、最低制限価格、低入札調査基準価格を国に準じ決定しており、今後も適正な基準に基づき運用を図るほか、平成26年6月に改正された品確法等の基本理念や平成27年1月に策定された発注関係事務の運用に関する指針等をふまえ、引き続きダンピング防止を図ってまいります。</p> <p>○ また、総合評価方式による入札の推進を図ってまいります。</p>

要望事項	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について (4) 技術開発・産学連携への支援 ① 創業支援並びに中小企業の成長分野進出促進</p> <p>IoT、ビッグデータ、人工知能、ロボット技術といった技術革新によって、世界的に産業や社会の在り方が大きく変革しつつある状況を踏まえ、県内においても新たな時代を見据えた新事業の発掘や創出は県内経済活性化を図る上で非常に重要であると考えます。また、本県はつくば市を中心に国内随一の研究機関を有しており、それら革新的分野は、県内企業の高度なものづくり技術と融合する事で、国内外のシェア拡大に繋がるものと考えます。県におかれましては、研究機関や大学等のシーズを活用した産学官連携による研究開発の強化と、新たな産業・成長分野における創業者の発掘・支援及び県内企業の進出促進を要望します。</p>
現況	<p>【研究開発の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の産学官で構成する「いばらき成長産業振興協議会」に、平成 28 年度より、従来の次世代自動車や健康・医療機器分野の研究会に加えて、次世代技術研究会を新設し、I o Tやロボット技術分野に関する情報提供のためのセミナー開催や、大手企業との交流機会提供のための工場見学会等の活動を行っています。 ○ セミナーや工場見学会等においては、大手企業や大学・研究機関による I o Tやロボット技術に関する取り組み状況や技術動向等を紹介することにより、県内中小企業の理解を深めていただくとともに、これらの分野への参入のきっかけづくりを行っています。 <p>【創業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の創業を促進するため、創業の段階に応じた様々な支援策により、創業を目指している者や新分野・新事業展開を考えている中小企業を支援しております。 ○ 今年度からは、新たに県内の大学と連携し、大学生等を対象とした創業講座を開設したほか、ビジネスプランコンテストを開催するなど、創業気運の醸成を図っております。 ○ また、県、地域金融機関、中小企業基盤整備機構等が共同で設立した「いばらき新産業創出ファンド」により、ベンチャー企業等の新たな取組を資金面から支援しています。 ○ さらに、ベンチャー企業に専門家を派遣し、営業上の課題の洗い出しや顧客とのマッチングを行うほか、金融機関やベンチャーキャピタル、大手ものづくり企業等に自社の新技術や新製品を発表する機会を提供するなど、資金調達や販路開拓を支援しています。 <p>・支援対象企業数（H29）：7社</p>
対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後とも、県内中小企業が行う I o Tやロボット技術の開発における課題と、大学・研究機関が保有する技術シーズのマッチングを図るなど、産学官連携による研究開発や県内企業の成長分野進出に向けた支援を行ってまいります。 ○ 創業につきましては、引き続き、創業気運の醸成を図ってまいりますほか、ベンチャー企業の経営課題である、資金調達、販路開拓等を支援してまいります。

<p>要望事項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について (5) 産業廃棄物事業の規制緩和 ① 県外産業廃棄物流入規制の緩和及び申請認可までの期間短縮 本県においては、県外からの産業廃棄物を搬入して処理する際に「事前協議制度」がありますが、効率化促進の観点から一層の規制緩和を図っていただきたいと考えます。また、産業廃棄物業における以下の各種申請から認可までの期間短縮についても併せて要望します。 (ア) 産業廃棄物処理業の新規許可、更新許可、変更許可の申請 (イ) 許可証の書換えを伴う変更届、産業廃棄物処理施設の設置許可申請</p>
<p>現況</p>	<p>○県内搬入事前協議制度について 事前協議制度は、廃棄物の搬入を制限するものではなく、不適正処理の防止を目的としたものです。今後、東京オリンピックやリニア中央新幹線整備等に伴い、産業廃棄物の大量発生が予想され、不法投棄の増加も懸念されております。県外廃棄物の適正処理を確保するため、近隣県においても事前協議制度を導入していることを考慮すると、現時点で制度の廃止は考えにくいところです。 事前協議の規制緩和については、平成21年4月には「電子マニフェストの使用による場合の事前協議の省略」、「事前協議の有効期間の3年から5年への延長（但し最終処分場で直接処分する場合については3年間のまま）」を、平成23年4月には、「県内の処分業者による代理協議の容認」、「優良認定業者に処分を委託する場合の事前協議の省略」など、規制緩和を図ってきています。 (ア) 産業廃棄物処理業における各種申請から許可までの期間短縮について 産業廃棄物収集運搬業及び処理業許可申請は、年間で1,300件から1,500件ございますが、その審査については、事務処理の合理化等を進め、標準処理期間が犯歴照会期間を含めて60日間（土日祝日を除く。従って、3カ月近くとなる。）であるところを、概ね2カ月程度で審査が終了するようにしているところです。 (イ) 許可証の書き換えを伴う変更届、産業廃棄物処理施設の設置許可申請について 許可証の書き換えを伴う変更届につきましては、届出受理後、2週間程度で新たな許可証を返送しているところです。 許可証の書き換えを伴う許可申請につきましては、事例が少ないのですが、新規の設置と同様に騒音・振動等周辺環境に与える影響が大きく、他法令にも多岐にわたり関連するため、慎重な審査が必要と考えております。</p>
<p>対応</p>	<p>○県内搬入事前協議制度について 今後については、廃棄物の適正処理を第一として、引き続き規制緩和について検討してまいります。 (ア) 産業廃棄物処理業における各種申請から許可までの期間短縮について 犯歴照会の一部で電算処理が行われるようになったため、照会回答を得るまでの日数が短縮されたところですが、今後も、事務手続の見直し等による、迅速な事務処理に努めてまいります。 (イ) 許可証の書き換えを伴う変更届、産業廃棄物処理施設の設置許可申請について 申請等があった場合は、各基準の適合状況を適切に審査し、迅速な事務処理に努めてまいります。</p>

要望事項	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について (5) 産業廃棄物事業の規制緩和 ② 太陽光発電設備の廃棄体制の構築</p> <p>平成 24 年 7 月から開始した再生可能エネルギー全量買取制度により、本県においてもこれまで太陽光発電設備導入が急速に拡大しました。今後、これら発電設備が使用済となった際に大量の廃棄物が急激に発生すると考えられます。環境省においては平成 28 年 3 月に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」が策定されましたが、本県においても太陽光発電設備の廃棄についての施策及び体制を構築願いたく要望します。</p>
現況	<p>【使用済太陽光発電設備の廃棄について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 使用済太陽光発電設備の廃棄につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）を遵守し、適正に処理する必要があります。 ○ 県では、平成 28 年 3 月に環境省が策定した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、リサイクルや適正処理の促進を図っていくこととしております。 ○ また、県が、地域社会との共生が図られた太陽光発電事業の円滑な実施を促進するため、平成 28 年 9 月に策定した「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」においても、事業者に対し、計画段階から撤去・処分を検討し盛り込むこと及び廃棄物処理法を始めとする関係法令や環境省ガイドラインに基づき適正な処理を行うよう規定しているところです。 ○ なお、県では、太陽光発電施設の適正導入を図るため、安全性を確保するための造成、地盤強度等に関する設計基準や施工・管理に関する具体的な基準を整備することと併せ、買取価格に含まれている処分費用を計画的に積み立てる制度を国主導で設ける等、事業終了後の施設の撤去・処分が確実に履行される制度の創設について国に要望しているところであり、今後も、継続して要望してまいります。
対応	<p>【使用済太陽光発電設備の廃棄について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 使用済太陽光発電設備の廃棄にあたっては、廃棄物処理法を始めとする関係法令や環境省ガイドラインに基づき、リサイクルや適正処理の促進を図ってまいります。 ○ 県といたしましては、市町村や事業者に対して、廃棄物処理法をはじめとする関係法令や環境省ガイドラインの周知を図ると共に、技術的助言等の支援を行ってまいります。

要望事項	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について</p> <p>(5) 産業廃棄物事業の規制緩和</p> <p>③ 放射性物質を含んだ産業廃棄物の処理</p> <p>東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質を含む指定廃棄物は、現在、県内の 14 市町村 15 ヶ所に一時保管されており、保管場所においては保管強化・遮蔽徹底により、十分な安全確保措置が講じられているものと思われれます。</p> <p>しかし、保管期間が長期化すれば大規模な自然災害の発生により、飛散・流出など安全性に懸念を抱く事から、放射性物質を含む指定廃棄物の早期の最終処理及び県内企業並びに周辺環境へのさらなる安全確保を要望します。</p>
現況	<p>【処理方針について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「放射性物質汚染対処特措法」の施行（平成 24 年 1 月）に伴い、放射性物質濃度が 8,000 ベクレル/kg を超える廃棄物は、国が「指定廃棄物」に指定して保管・処分することとされ、市町村長会議において指定廃棄物の処分について議論が行われてきたところです。 ○ 平成 28 年 2 月 4 日に開催された第 2 回一時保管市町長会議で、国は、市町長の意向を受け、分散保管とする方針で、県内の指定廃棄物等の処理を進めることが決定されました。 <p>【安全確保について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 分散保管の方針に基づき、国と一時保管市町が個別に協議を行い、保管場所ごとの状況に応じて保管庫の新設や、遮蔽の徹底、フレコンバッグの詰替などの対策を実施しております。 ○ 県としては、指定廃棄物の保管について、安全確保に万全を期すため、県独自の定期的な保管状況の確認(年 2 回)を継続して行っている他、国と一時保管市町との協議に同席し、一時保管市町の意向に沿った保管強化となるよう、一時保管市町と共に、国に働きかけています。 ○ また、国に対しては、指定廃棄物が全量処分に至るまで、責任を持って対応するよう、要望を行っています。
対応	<p>【安全確保について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、指定廃棄物が安全に保管されるよう、県独自の定期的な保管状況の確認(年 2 回)を継続していきます。 ○ 保管市町から、更なる保管対策の強化の要望等があった場合には、国に保管市町の意向に沿った対策を速やかに実施するよう、働きかけてまいります。 ○ 指定廃棄物の最終処分については、処分先の確保にあたっては、処分先の地元の理解を前提に、国の責任において対応するよう、求めていきます。

<p>要望事項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について (6) 税制優遇への継続的な取り組み ① 法人実効税率の軽減及び事業承継税制の優遇措置拡充 国内企業の海外移転を抑制し、地域企業が永続的な存立基盤を保つためには、法人実効税率軽減の早期実現は不可欠と言えます。 平成 29 年度の国内における法人実効税率は 29.97%となっていますが、行政には県内企業の国際競争力を高めるためにも欧州やアジア主要国並の 20%台の実効税率実現を図る一方、代替財源として応益課税の原則は踏まえつつも、経営基盤が弱い中小企業への外形標準課税の対象範囲拡大等は控えるなど一定の配慮を求めます。 また、我が国企業の大半を占める中小企業では、事業承継に関する税負担が大きく、円滑な事業承継への障壁となります。事業に資する相続との考えから、事業用資産と一般資産を分離した形での非上場株式を含めた事業用資産への課税軽減の検討についても国へ進言願います。</p>																		
<p>現況</p>	<p>【法人実効税率の引下げ】 ○ 平成 28 年度税制改正において、法人税率の引下げ及び法人事業税所得割の税率引下げによって、国・地方を通じた法人実効税率は平成 28 年度に 29.97%となり、更に平成 30 年度には、29.74%となることとされました。 併せて、この税率引下げに当たっては、制度改正を通じた課税ベースの拡大により財源をしっかりと確保することとされ、そのうち、法人事業税の外形標準課税の拡大により負担増となる事業規模が一定以下の法人については、負担増を軽減するための措置が取られることとされております。</p> <table border="1" data-bbox="311 1048 1401 1234"> <tr> <td></td> <td>平成 27 年度</td> <td></td> <td>平成 28・29 年度</td> <td>平成 30 年度</td> </tr> <tr> <td>法人税率</td> <td>23.9 %</td> <td rowspan="3">→</td> <td>23.4 %</td> <td>23.2 %</td> </tr> <tr> <td>法人事業税所得割※</td> <td>6.0 %</td> <td>3.6 %</td> <td>3.6 %</td> </tr> <tr> <td>国・地方を通じた法人実効税率</td> <td>32.11%</td> <td>29.97%</td> <td>29.74%</td> </tr> </table> <p>※地方法人特別税を含む</p> <p>【事業承継税制】(非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例) ○ 平成 29 年度与党税制改正大綱において、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討するとされております。</p>		平成 27 年度		平成 28・29 年度	平成 30 年度	法人税率	23.9 %	→	23.4 %	23.2 %	法人事業税所得割※	6.0 %	3.6 %	3.6 %	国・地方を通じた法人実効税率	32.11%	29.97%	29.74%
	平成 27 年度		平成 28・29 年度	平成 30 年度															
法人税率	23.9 %	→	23.4 %	23.2 %															
法人事業税所得割※	6.0 %		3.6 %	3.6 %															
国・地方を通じた法人実効税率	32.11%		29.97%	29.74%															
<p>対応</p>	<p>○ 要望の趣旨を踏まえ、国における法人実効税率の引下げ及び事業承継税制の改正に係る検討状況等を注視し、適切に対応してまいります。</p>																		

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について (7) 中小企業向け金融支援の強化 ① 茨城県制度融資の拡充による中小企業向け金融支援の強化 円滑な資金調達とは、いかなる経済情勢下でも県内中小企業においては重要な課題の一つです。本県では、これまでも既存の経営安定化資金における融資限度額の拡充や利子補給および、事業活性化資金の支援枠拡充等に取り組んでいただいております。今後においても、景気の動向を注視し、既存制度におけるさらなる融資限度額の引上げ、利用要件の緩和、利子補給の見直しを行っていただくとともに、他県の制度も参考に、本県産業の特性や強みが反映され、県内中小企業の利用促進に資する制度融資を設けていただきたいと思いますと考えます。 また、大規模な自然災害時には、被害からの社屋・設備等の早期復旧、円滑な営業再開に資するべく、タイムリーな災害対策融資を設け、相談窓口の機能強化を図るとともに、被災事業者の負担軽減のため、弾力的な利率や期間の運用、積極的な借換融資への支援を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 制度融資については、平成 29 年度に融資利率を 0.2%引下げたほか、中小企業の皆様がわかりやすいよう融資メニューを整理したり、限度額の引上げ、保証料補助の対象となる融資の増等の改正を行ったほか、中核企業の創出を図るための新たな融資制度を設けるなど、中小企業への金融支援を強化してきたところです。</p> <p>○ また、災害その他突発的事由の発生からの復旧・復興及び地震災害予防対策に取り組む中小企業の皆様に支援するため、「災害対策融資」を設けておりますほか、当該融資の特例として東日本大震災時には「東日本大震災復興緊急融資」、豪雨災害時には「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害緊急対策融資」を創設し、被害を受けた中小企業の皆様の災害復旧や経営安定化を支援しております。</p> <p>○ 借換融資につきましては、平成 26 年度に「借換融資制度」を創設し、複数の県制度融資を 1 本化できるようにしているところです。</p> <p>【参考】平成 29 年度の主な制度見直しの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営合理化融資，パワーアップ融資，借換融資などの融資利率を 0.2%引下げ ・融資メニューの再編（18 制度→16 制度） ・創業支援融資（2 割補助），設備投資支援融資（2 割補助）などの保証料補助の新設 ・設備投資支援融資（5,000 万円→1 億円），女性・若者・障害者創業支援融資（1,000 万円→2,500 万円）など融資限度額拡大 ・いばらきブランド中核企業育成促進融資の創設
<p>対 応</p>	<p>○ 今後も景気の動向を注視するとともに、県内中小企業のニーズの把握に努め、他県の制度も参考にしながら取扱金融機関や信用保証協会と連携して、より利用しやすい環境の創出に努めてまいります。</p> <p>○ 大規模な自然災害時には、被災企業の資金需要に的確かつ迅速に対応できるよう必要に応じ相談窓口を設置するなど被災企業に寄り添った対応を行ってまいります。</p> <p>○ また、被災企業の負担軽減に当たっては、従来から、通常と比べて低利の融資や借換のための融資も設けているところですが、今後、大規模な災害が発生した場合には、保証料補助なども検討してまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について (7) 中小企業向け金融支援の強化 ② 環境経営に関する助成金等の分かり易い周知及び税制優遇支援 生産コスト抑制や地球温暖化に向けたCO2削減など各企業の環境経営に対する意識は着実に高まっているなか、自発的に節電、省エネに取り組む企業の設備導入補助金や税制優遇に対する支援拡充の要望が多く寄せられています。 エネルギー・温暖化対策に関する支援制度は、国・県・市町村がそれぞれ実施している事から、「申請の窓口が分かりにくい、必要なアドバイスを受けられない」との意見が多い事も実情です。環境経営によるエネルギーの効率化は県内企業の長期的な発展に資するものであり、県におかれましては、節電、省エネに積極的に取り組む県内企業に対し、国や市町村の支援制度を分かり易く広報周知する事を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 現在、県では、省エネに取り組む企業に対して以下の支援事業を実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 茨城エコ事業所登録制度 県内事業所を対象とした、県独自の簡易な環境マネジメントシステム ・内容 省エネ・省資源などの取組を積極的に実践している事業所を「茨城エコ事業所」として登録して、県ホームページにおいて広報 ・登録数 1,969件 (H29年10月末) ◆ 環境保全施設資金融資制度 省エネ設備や再生可能エネルギー設備を導入する中小企業への県独自の融資制度 ・融資対象 LED照明, 高効率空調機器, 自家消費型太陽光発電設備等の設備導入 ・融資限度額 一事業当たり500万円 ※ただし、再生可能エネルギー設備等、知事が必要と認めた場合は1,500万円 ・利子補給率 条件*①と②を満たす事業所：融資利率分(実質金利は無利子) 条件*①を満たす事業所：0.9% *条件：①茨城エコ事業所に登録, ②省エネルギー対策実施計画書を提出 ・融資実績 24件 (H21年度からH29年10月末) ◆ 中小規模事業所省エネ診断 及び 省エネ対策設備導入支援補助金制度 (H29新規) 省エネ診断(無料)を受診し、提案された設備の導入に係る経費の一部を補助する制度 ・補助対象者 省エネ診断を受診し、かつ茨城エコ事業所に登録又は登録の意思がある者 ・補助対象設備 省エネ診断で提案された設備の導入 ・補助率等 補助率；1/3, 補助金額；100万円未満(工場・事業場全体で実施) 30万円未満(設備単体の導入) ・実績 省エネ診断40事業所, 補助金4件(H29.11末現在交付決定済) <p>○ 国や市町村の支援制度につきましては、お電話やメールでのお問合せに対して実施機関の窓口をご案内することに加え、関東経済産業局が、国及び管内都県、政令市等の補助金・助成金等の支援制度を取りまとめた「エネルギー・温暖対策に関する支援制度について(補助金ガイドブック)」について、県ホームページにリンクを貼るなど、分かり易い広報を心がけております。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 引き続き上記の支援事業を推進してまいりますとともに、自発的に節電、省エネに取り組む企業の皆様が活用しやすい制度となるよう運用方法などについて工夫してまいります。</p> <p>○ 支援制度の周知につきましては、「エネルギー・温暖対策に関する支援制度について(補助金ガイドブック)」に加え、県内市町村における支援制度についても情報を収集した上で、県ホームページで紹介するなど、分かり易い広報に努めてまいります。</p>

要望事項	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について</p> <p>(1) 交通インフラの整備促進・利便性拡充</p> <p>① 茨城空港の利便性向上及びアクセス良化</p> <p>茨城空港開港後7年が経過しましたが、関係団体のご尽力により、国外就航路線拡充など着実に利便性が向上しています。県内企業からも路線拡充への期待は大きいことから、<u>現行路線を着実に確保するとともに、積極的なLCC誘致による国内外のさらなる路線拡充に引き続きご尽力願います。</u></p> <p>さらに、現行路線運航実績向上や、新規就航路線誘致のためには、一層のアクセス整備が必要であり、茨城空港北ICからのアクセスや誘導経路案内の改善、常磐自動車道や主要幹線道路とのアクセス良化など、利用者増加につながるインフラ整備への取り組み強化を要望します。また、<u>駐車場において見学者が多い時には空港利用者が奥のスペースとなってしまう不便であるとの声も聞かれます。尚一層の茨城空港の利便性向上を要望します。</u></p>
現況	<p>【路線拡充】</p> <p>○ 国内線は、札幌便・神戸便が1日2便、福岡便・那覇便が1日1便運航し、国際線は、上海便が週6便運航しております。札幌便の冬ダイヤ1日2往復は3年ぶり、那覇直行便の通年運航は初めてとなります。</p> <p>また、搭乗者は、昨年度6万1千2百人と過去最高を記録したところです。</p> <p>【アクセス良化】</p> <p>○ 常磐自動車道石岡小美玉スマートICから茨城空港までを直線で結ぶルートを整備しているところです。</p> <p>【案内標識】</p> <p>○ 開港後、案内標識がわかりづらいとの声をいただいたことから、追加で案内標識を設置し、現在約230カ所に設置しております。</p> <p>【空港駐車場】</p> <p>○ 空港駐車場は、臨時駐車場を含め約3,100台分を整備し、利用者に対しては、看板を設置して、空港ターミナルビル前の駐車場は搭乗者優先である旨、東京直行バスの利用者は臨時駐車場に駐車した方が便利である旨の表示を行っております。</p>
対応	<p>【路線拡充】</p> <p>○ 引き続き、茨城空港利用促進等協議会をはじめ、官民一体となって取り組んでまいります。</p> <p>【アクセス良化】</p> <p>○ 整備効果をより一層高めるためにも、平成31年に開催される「いきいき茨城ゆめ国体」や平成32年の「東京オリンピック・パラリンピック」を見据えて整備を進めてまいります。</p> <p>【案内標識】</p> <p>○ 今後も関係機関と協議しながら、改善に努めてまいります。</p> <p>【空港駐車場】</p> <p>○ ゴールデンウィークなどの繁忙期には、搭乗者の入場を優先し、見学者に対しては、空のえき「そ・ら・ら」の臨時駐車場へ案内するなど、他機関の協力を得ながら対応してまいります。</p>

要望事項	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について</p> <p>(1) 交通インフラの整備促進・利便性拡充</p> <p>② 県内港湾の整備促進、利便性向上</p> <p>茨城県は南北約 190Km の海岸を持ち、茨城港（日立港区・常陸那珂港区・大洗港区）・鹿島港の 2 つの重要港湾が整備されております。北関東自動車道や圏央道も整備され、今後、東関東自動車道の整備も進められていくなかで、本県は北関東地域の物流における重要な拠点となるものと思料され、港湾のインフラおよび利便性の向上を求める声が県内企業から数多く寄せられております。</p> <p>港湾の充実には県内企業の経済活動の活性化に寄与し、併せて県外からの貨物流入による経済効果も期待されることから、県におかれましては県内主要港湾のさらなる整備拡充を要望します。</p>
現況	<p>【整備状況】</p> <p>① 茨城港日立港区 H29 当初：県事業 3,834 百万円 事業内容： ○沖防波堤（ケーソン製作，据付，上部工） 全体計画 L=900m（H28 末：L=740m 概成） ○第 3 ふ頭地区（岸壁工事，埠頭用地等整備）</p> <p>② 茨城港常陸那珂港区 H29 当初：直轄事業 1,721 百万円，県事業 18,215 百万円 事業内容： ○中央ふ頭地区岸壁（-12m）2 バース目（ケーソン据付） ○東防波堤（ケーソン据付） 全体計画 L=6,000m（H28 末：L=5,590m 概成） ○中央防波堤（ケーソン製作・据付） 全体計画 L=330m（H28 末：L=165m 概成） ○中央ふ頭地区（埠頭用地，工業用地，港湾関連用地，次期処分場）整備</p> <p>③ 茨城港大洗港区 H29 当初：県事業 318 百万円 事業内容： ○航路・泊地 浚渫</p> <p>④ 鹿島港 H29 当初：直轄事業 6,928 百万円，県事業 466 百万円 事業内容： ○南防波堤（ケーソン製作・据付） 全体計画 L=4,800m（H28 末：L=4,210m 概成） ○中央防波堤（消波ブロック製作・据付） 全体計画 L=900m（H28 末：L=757m 概成） ○北海浜地区防波堤（ケーソン据付） 全体計画 L=450m（H28 末：L=90m 概成） ○外港地区，北海浜地区（埠頭用地）整備</p> <p>【定期航路】</p> <p>① 茨城港日立港区：内貿 1 航路，外貿 1 航路 ② 茨城港常陸那珂港区：内貿 4 航路，外貿 14 航路 ③ 茨城港大洗港区：内貿 1 航路 ④ 鹿島港：内貿 2 航路，外貿 2 航路</p>
対応	<p>○引き続き、港湾整備について十分な予算確保に努め、国と連携しながら整備拡充を進めてまいります。</p>

<p>要望事項</p>	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について (1) 交通インフラの整備促進・利便性拡充 ③ 東関東自動車道水戸線の早期全線開通 東関東自動車道水戸線の全線開通は、鹿行～水戸間の利便性向上に加え、茨城空港へのアクセス良化につながる重要な課題と言えます。早期開通を要望する声も非常に多く、計画に対する現在の進捗状況と整備予算の確保状況、開通へ向けて国への積極的な働きかけを要望します。</p>
<p>現況</p>	<p>【東関東自動車道水戸線】 計画区間：東京都練馬区～茨城県水戸市 延長：約143km 県内延長：約51km</p> <p>H29 事業内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○潮来 IC～鉾田 IC 間 約31km <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：国土交通省，東日本高速道路(株) ・H29国の予算：82.1億円 ・H29ネクスコ予算：非公表 ・事業状況：用地取得，工事 ・用地進捗率 約85% (H29.10末現在) ○鉾田 IC～茨城空港北 IC 間 約9km <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：東日本高速道路(株) (H30年2月3日開通予定) ・H29ネクスコ予算：非公表 ・事業状況：工事 ・用地進捗率 約100% (H29.10末現在) 
<p>対応</p>	<p>【東関東自動車道水戸線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○潮来 IC～鉾田 IC 間 <ul style="list-style-type: none"> ・有料道路事業導入を踏まえ、一日も早い全線開通に向け、十分な予算の確保と整備推進を国や東日本高速道路(株)に対し強く働きかけてまいります。 ・早期用地取得を図るため、地元3市(潮来市, 行方市, 鉾田市)と一体となって国に全面的に協力してまいります。 ○鉾田 IC～茨城空港北 IC 間 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度内の一日も早い時期の開通に向け整備推進を東日本高速道路(株)に対し強く働きかけてまいります。

<p>要 望 事 項</p>	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について (1) 交通インフラの整備促進・利便性拡充 ④ JR常磐線及びつくばエクスプレスの利便性拡充 本県の定住人口増加や観光客誘致促進を図るためには、居住や移動の利便性を飛躍的に向上させ、地域振興に資する鉄道交通網の拡充が不可欠と言えます。なかでも、以下 3 点の取り組みには県内企業からの期待も大きいことから、鉄道会社や関係都県等に対し、実現に向けた働きかけを要望します。 (ア) JR常磐線主要駅とつくばエクスプレスの接続 (イ) JR常磐線取手駅以北の本数増加 (ウ) JR常磐線特急列車の停車駅増加</p>
<p>現 況</p>	<p>< JR常磐線主要駅とつくばエクスプレスの接続 > ○ つくばエクスプレス (TX) は、平成 17 年の開業以来、沿線の宅地整備や企業、商業施設の進出など沿線開発が着実に進み、県人口が減少する中にも、沿線三市の人口は増加を続け、沿線地域の活性化やイメージアップなど、県勢発展に大きな効果をあげていることから、TX整備効果のさらなる波及が課題となっているところ < JR常磐線取手駅以北の本数増加 > ○ 常磐線については、平成 29 年 10 月 14 日のダイヤ改正により、朝の通勤時間帯における土浦方面からの東京・品川駅乗り入れが実現したほか、品川駅発着の列車が大幅に増発されるなど、首都圏や東海道・関西方面とのアクセスが一層向上いたしております。 ○ 一方で、地元沿線からは、運転本数の増加を求める声もあることから、県では、JR東日本に対する要望や利用促進活動を実施し、さらなる利便性の向上を目指しております。 < JR常磐線特急列車の停車駅増加 > ○ 平成 27 年 3 月のダイヤ改正に伴い、特急列車の停車駅の見直しが行われ、一部の駅で停車本数が減少しているほか、通過駅となったところもございます。 ○ 県では、特急列車の停車駅の増加について、JR東日本に対し、要望を実施しております。</p>
<p>対 応</p>	<p>< JR常磐線主要駅とつくばエクスプレスの接続 > ○ TXのつくば駅から常磐線主要駅への延伸により、新たな人の流れの創出や地域の活性化といった、TX整備効果の県内各地域への波及拡大効果が期待されますことから、県といたしましても、どうすれば延伸が実現できるのか、あらゆる可能性や方策等を検討してまいりたいと考えております。 < JR常磐線取手駅以北の本数増加 > ○ 運転本数の増加のためには、それに見合うだけの利用者の増加が重要であることから、県では、継続的な利用促進活動に取り組みながら、利用者数の確保に努めてまいります。 < JR常磐線特急列車の停車駅増加 > ○ JR東日本では、特急列車について、「遠距離のお客様の速達性を重視する列車と、近距離のお客様の利便性を確保する列車という、列車ごとの使命を勘案しながら停車駅を決定する」といった考えを示しております。 ○ 県としては、地域の声を聞きながら要望を実施し、引き続き、利便性の向上に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について (1) 交通インフラの整備促進・利便性拡充 ⑤ 社会インフラとしての県内バス路線の維持、拡充への支援 公共交通は、自家用車等の移動手段を持たない高齢者や児童・学生等にとって不可欠な移動手段であり、普段は自家用車を利用している県民にとっても代替の移動手段としてなくてはならないものです。国内では高齢者による自動車事故の多発が問題となっておりますが、県内においてもいずれは県民の多くが高齢者になり自家用車の運転ができなくなる事を考えると、将来に向けて公共交通を地域の足として確保しておくことが重要です。 高齢化社会に適合した持続可能な社会を実現するためには、地域住民の意向を踏まえた的確な交通戦略が必要であり、また、バスや鉄道といった公共交通網の促進は、さらなる企業誘致件数の増加や県外からの労働人口流入、渋滞緩和、地球温暖化対策（CO2削減）にも資するものと言えます。 それらの観点から、県内の工業団地や高齢化が進む農村地域を含め、スクールバス・コミュニティバスとしての機能性をより高めた乗り合いバスの整備・利用促進に向け、各自治体間およびバス運行会社との連携強化、経済的な行政支援を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p><乗合バスの利用促進，市町村，事業者との連携強化，経済的な支援> ○ 県では，県，市町村，交通事業者，関係団体などで構成する「公共交通活性化会議」により，公共交通利用促進団体への助成など，県域全体の公共交通の活性化に向けた取組を実施しております。 平成27年度は，県バス協会，市，バス事業者と共同で水戸市，常陸太田市，神栖市の住宅団地で，バス利用促進のためのチラシ配布などの取組を実施しました。 平成28年度は，バス事業者，市及び県が共同で，バス路線沿線地域の小中高校生等に対し，啓発品や時刻表などを配布し，公共交通の積極的な利用の呼びかけを行いました。 ○ また，地域住民の生活に必要な公共交通の維持存続を図るため，国や市町村とともに広域的・幹線的路線を運行するバス事業者に対し，運行経費の赤字補助を行っており，また，県北山間地域における生活交通の確保を図るため，廃止されたバス路線を代替運行する市町村に対して，運行経費の補助を行っております。 さらに，平成27年度から，市町村が取り組む広域バス路線の新設や再編に対しても運行経費の支援を行っております。 ○ これらに加え，平成28年度からは，「地域公共交通確保対策事業」として，県北，鹿行，県南，県西の県内4地域において，県，市町村，有識者，交通事業者等で構成する協議会を立ち上げ，地域の実情に応じた広域公共交通のニーズの把握を行い，それらを踏まえ，バス等の運行形態や運行ルート，費用負担等の検討を行っております。 このうち，本年2月から県南地域で稲敷エリア広域バス（3ルート），8月から鹿行地域で鹿行広域バス（神宮・あやめライン）の実証運行をそれぞれ開始しました。 <バス運行費補助の減額措置> ○ 県では，広域的な赤字バス路線に対して，国と協調して補助を行っており，これまでも距離要件の廃止や運行回数要件の上限を撤廃するなど，国の補助要綱に沿った形で制度を見直してきたところですが，補助対象経費1,000万円を超える部分の15%減額措置については，引き続き実施している状況です。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 県としては，引き続き，様々な機会を通じて，各市町村や事業者等と連携しながら，公共交通の利用促進を働きかけてまいります。 ○ 生活路線維持のため，引き続きバス事業者等への運行経費の支援を行うとともに，広域バスの実証運行については，他の地域でも協議会による協議が整い次第，順次，実証運行や利用促進の取組を進めてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について (2) 工業団地の整備促進・利便性向上 ① 工業団地内企業の多面的な連携の支援 本県への企業誘致をさらに促進していく事や、県内に事業所を置く企業の利便性を高めるためには、工業団地内のインフラの充実が重要と考えます。老朽化の状況調査と計画的な補修に加え、企業間のエネルギー、廃棄物、物流、災害対応等様々な工程の多面的な連携は、合理的かつ効果的な管理運用につながることから、連携推進への取り組みをお願いします。また、工業団地充実により企業の長期的な事業運営が促進される事は近隣市町村の雇用創出や定住促進にも資するものであり、工業団地内のインフラ充実が本県の「強み」となるよう行政のさらなる支援を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>【各工業団地協議会への参加】 ○ 企業の立地が一定程度進んでいる工業団地においては、団地内立地企業による協議会が設立されており、インフラの充実を含む団地内の諸課題について、意見交換がなされておるところです。 県においても、地元市町村などとともに、これら協議会に参加することにより、情報収集や意見交換などに努めております。</p> <p>【立地企業フォローアップ調査】 ○ 県内立地企業の課題を把握し、企業ニーズを踏まえた立地環境の整備を図ることを目的として実施しております。 (1) 立地企業への個別訪問 担当職員が立地企業を訪問し、意見・要望をうかがっております。対応が必要な事項については、必要に応じ関係機関と調整のうえ、回答しております。 実施時期：5月下旬～</p> <p>(2) 立地企業と県幹部との懇談会 県幹部が立地企業に対して、県の最新の施策についてご案内するとともに、直接意見交換する機会を設けております。 [平成 29 年度] 実施期日：平成 29 年 11 月 21 日（火）・平成 30 年 1 月 30 日（火） [企画部・企業局]</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 工業団地におけるインフラについては、地元自治体とも連携のうえ、現地の状況の把握に努めるとともに、引き続き団地内立地企業による協議会やフォローアップ調査を通じて立地企業との円滑な意思疎通を図ることに留意し、企業活動に支障のないよう老朽化の状況や修繕の有無について適切に対応してまいります。</p> <p>○ 企業間の連携支援については、協議会やフォローアップ調査を活用し情報収集に努め、関係課と連携を図りながら、活用可能な各種施策を積極的に講じるなど支援に努めてまいります。 [企画部・企業局]</p> <p>○ 鹿島臨海工業地帯においては、平成 28 年 3 月に「鹿島臨海工業地帯競争力強化プラン」が策定されており、この中の取り組みの一つとして、社員研修のうち、安全教育等の研修の共同化を働きかけるなど、企業間連携の促進にも取り組んでおります。 [企画部]</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>3. 産業の活性化にもつながる行政サービスのさらなる向上について (1) 申請書類・手続きの簡素化・統一化 ① 各種申請書類等の電子化及び行政手続きの簡素化、申請窓口の一本化 県内企業からは、申請に伴う移動負担や煩雑な事務負担軽減の観点から、申請様式のダウンロードサービスやオンライン申請化の促進、申請書類の簡素化による事務効率化を求める声が依然として多数寄せられています。また、各種申請において複数の窓口と協議が必要になるケースもあり事務負担が増加しているとの声も聞かれます。事務手続きの煩雑さは、企業の生産性の停滞を招く事から、県におかれましてはこうした声を真摯に受け止め、申請側の意見を汲み入れた改善がなされるよう鋭意ご尽力を願います。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 申請・届出様式ダウンロードサービスにおける様式については、各課において、記入上や提出する際の注意事項や参考となる事項を明記するほか、情報が不足する場合には説明ページへのリンクを設けるなど、利便性の向上を図っているところです。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 県民サービス向上の観点から、引き続き掲載様式の充実及び分かりやすい説明を記載するよう努めてまいります。 また、利用者に配慮したページ作りを心がけ、利便性の向上に努めてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>3. 産業の活性化にもつながる行政サービスのさらなる向上について (1) 申請書類・手続きの簡素化・統一化 ① 各種申請書類等の電子化及び行政手続きの簡素化、申請窓口の一本化 県内企業からは、申請に伴う移動負担や煩雑な事務負担軽減の観点から、申請様式のダウンロードサービスやオンライン申請化の促進、申請書類の簡素化による事務効率化を求める声が依然として多数寄せられています。また、各種申請において複数の窓口と協議が必要になるケースもあり事務負担が増加しているとの声も聞かれます。事務手続きの煩雑さは、企業の生産性の停滞を招く事から、県におかれましてはこうした声を真摯に受け止め、申請側の意見を汲み入れた改善がなされるよう鋭意ご尽力を願います。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 「第7次行財政改革大綱」において、産業界へのアンケートにより、受け手側の意見も聞きながら、各種規制の廃止・緩和や、添付書類の削減などの行政手続の簡素化を進めることとし、取り組んでおります。 ・規制の廃止・緩和，行政手続簡素化事務（第6次行財政改革大綱取組実績） H24～H28：24事務（累計）</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 事業活動の活性化や県民の利便性向上のため、より一層徹底した自己点検を実施するとともに、関係団体や県内立地企業等、規制を受ける側や行政手続を行う側からの具体的な改善要望もお聞きしながら、引き続き、取り組んでまいります。</p>

<p>要望事項</p>	<p>3. 産業の活性化にもつなげる行政サービスのさらなる向上について (2) 各種制度等の情報提供・広報周知 ① 助成金等支援制度の情報提供及び諸手続きへの支援強化 本県においても、様々な補助金・助成金等支援制度に積極的に取り組んでいただ いていますが、真に支援が必要とされる中小企業からは、応募・申請が煩雑である 事や相談窓口が分かりにくいとの意見が多く寄せられています。 補助金・助成金等支援制度の利用促進による企業活動の活性化のため、各種制度 情報の一元管理と、申請方法の簡素化、審査の迅速化及び申請手続きの支援への取 り組みを要望します。</p>
<p>現況</p>	<p>【各種助成金等支援制度の情報提供及び諸手続きへの支援強化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業等を対象とする各種助成金等の支援制度の情報提供については、商工労働 観光部において国や県などの支援制度をまとめて掲載する「中小企業支援施策活用ガ イドブック」を作成し、県ホームページ等で紹介しているほか、市町村、産業支援機 関、商工関係団体にも周知を図っているところです。当ガイドブックには、約100件 の支援制度が掲載されています。 ○ また、毎月、「いばらき産業大県メールマガジン」を配信しており、メールアドレス を登録していただくことにより、誰でも適宜に支援情報を得ることができます。 ○ 諸手続支援については、商工会・商工会議所、茨城県中小企業振興公社などの各支 援機関が担っていることから、県では、支援機関への助成制度の一元的な情報提供等 に努め、支援活動の強化を図ってまいります。
<p>対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後とも、各種支援施策について、市町村や産業支援機関、商工関係団体への周知 に努めていくほか、相談窓口や専門家を通じた案内に取り組んでまいります。

<p>要 望 事 項</p>	<p>3. 産業の活性化にもつなげる行政サービスのさらなる向上について (3) 行政窓口・機能の強化 ① 各種申請、交付における行政窓口の利便性向上 県におかれましては、各窓口の利便性向上に努めていただいておりますが、県内企業からは、各種申請、交付における行政窓口のさらなる利便性向上を求める声が多く寄せられています。円滑な経済活動を遂行する上で、行政窓口までの移動ならびに窓口での待機時間等は可能な限り節減したいところであり、企業の負担軽減のためにも、以下の施策を検討していただきたいと考えます。 <u>(ア) 各種証明書の電子交付の促進とセキュリティの強化</u> (イ) 各自治体行政窓口の増加、交付時間の延長や土日受付の実施 <u>(ウ) 茨城県運転免許センターの土日両日の取扱い</u></p>
<p>現 況</p>	<p>【電子申請，交付の促進とセキュリティの強化について】 ○ インターネットを利用し、県民や企業が 24 時間 365 日どこからでも、行政への各種申請や届出等を行える『電子申請・届出サービス』を平成 16 年 5 月に整備し、行政文書開示請求や職員採用試験、各種イベントの参加申込、住民向けアンケート調査など、法令等で定められた行政手続から簡易な申請・届出、申込、アンケート等に活用しています。 [企画部] 【茨城県運転免許センターの土日両日の取扱い】 ○ 現在、運転免許センターでは、日曜日に全区分の更新時講習を実施し、更新免許の即日交付を行っております。さらに、記載事項変更窓口等を開設しているほか、平成 28 年 4 月からは、日曜窓口においても自主返納申請の受理を開始するなど、県民の利便性の向上を図っております。 [警察本部]</p>
<p>対 応</p>	<p>【電子申請，交付の促進とセキュリティの強化について】 ○ 平成 26 年 9 月より、クラウドサービスを利用した新システムへ移行し、新たにスマートフォンやタブレット端末から申請・届出が可能となったほか、代理申請，電子署名に対応し，機能面についての利便性とセキュリティの向上を図りました。 [企画部] 【茨城県運転免許センターの土日両日の取扱い】 ○ 土曜日は、警察庁運転免許システムが稼働しておらず、本県独自に免許手続を行うことはできないことから、平日及び日曜日の待ち時間短縮に向けた弾力的な対応を行うなど、より一層円滑かつ適正な運転免許業務に努めてまいります。 [警察本部]</p>

<p>要望事項</p>	<p>3. 産業の活性化にもつなげる行政サービスのさらなる向上について (3) 行政窓口・機能の強化 ① 各種申請、交付における行政窓口の利便性向上 県におかれましては、各窓口の利便性向上に努めていただいておりますが、県内企業からは、各種申請、交付における行政窓口のさらなる利便性向上を求める声が多く寄せられています。円滑な経済活動を遂行する上で、行政窓口までの移動ならびに窓口での待機時間等は可能な限り節減したいところであり、企業の負担軽減のためにも、以下の施策を検討していただきたいと考えます。 (ア) 各種証明書の電子交付の促進とセキュリティの強化 (イ) <u>各自治体行政窓口の増加、交付時間の延長や土日受付の実施</u> (ウ) 茨城県運転免許センターの土日両日の取扱い</p>																																
<p>現況</p>	<p>○ 県の出先機関：89所36支所設置 ○ 主な県の出先機関（知事部局）</p> <table border="1" data-bbox="229 748 1426 1666"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>設置数</th> <th>窓口時間</th> <th>主な業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民センター</td> <td>4所 1支所</td> <td>通常勤務時間 (8:30～17:15)</td> <td>・ 広聴，青少年健全育成，県民相談 ・ 生活保護，母子父子家庭支援事業 ・ 公害対策，不法投棄対策，産業保安 ・ 建築確認，開発許可，建設リサイクル法に関する事 など</td> </tr> <tr> <td>県税事務所</td> <td>5所 3支所 2分室</td> <td>8:30～17:15 * 昼休み時間帯 (12:00～13:00) も，職員が交代で休憩時間を取得し県民への対応を実施</td> <td>・ 県税の課税，収税 など</td> </tr> <tr> <td>保健所</td> <td>12所</td> <td>通常勤務時間 (8:30～17:15)</td> <td>・ 医事，介護保険 ・ 食品衛生 ・ 健康づくりの推進 ・ 保健指導（感染症等の予防）など</td> </tr> <tr> <td>農林事務所</td> <td>5所 10支所</td> <td>同上</td> <td>・ 農地の調整 ・ 普通作物，園芸作物の振興 ・ 農業改良普及 ・ 土地改良事業 ・ 林業振興 など</td> </tr> <tr> <td>土木事務所 工事事務所</td> <td>11所 2支所</td> <td>同上</td> <td>・ 道路，河川の整備や維持補修 ・ 公共用地の取得 ・ 工事・委託等の契約，支払い ・ 建設業の許可 など</td> </tr> <tr> <td>港湾事務所</td> <td>2所 2支所</td> <td>同上</td> <td>・ 港湾の管理 など</td> </tr> <tr> <td>下水道事務所</td> <td>2所</td> <td>同上</td> <td>・ 下水道の水質，施設の管理 など</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	設置数	窓口時間	主な業務内容	県民センター	4所 1支所	通常勤務時間 (8:30～17:15)	・ 広聴，青少年健全育成，県民相談 ・ 生活保護，母子父子家庭支援事業 ・ 公害対策，不法投棄対策，産業保安 ・ 建築確認，開発許可，建設リサイクル法に関する事 など	県税事務所	5所 3支所 2分室	8:30～17:15 * 昼休み時間帯 (12:00～13:00) も，職員が交代で休憩時間を取得し県民への対応を実施	・ 県税の課税，収税 など	保健所	12所	通常勤務時間 (8:30～17:15)	・ 医事，介護保険 ・ 食品衛生 ・ 健康づくりの推進 ・ 保健指導（感染症等の予防）など	農林事務所	5所 10支所	同上	・ 農地の調整 ・ 普通作物，園芸作物の振興 ・ 農業改良普及 ・ 土地改良事業 ・ 林業振興 など	土木事務所 工事事務所	11所 2支所	同上	・ 道路，河川の整備や維持補修 ・ 公共用地の取得 ・ 工事・委託等の契約，支払い ・ 建設業の許可 など	港湾事務所	2所 2支所	同上	・ 港湾の管理 など	下水道事務所	2所	同上	・ 下水道の水質，施設の管理 など
所 属	設置数	窓口時間	主な業務内容																														
県民センター	4所 1支所	通常勤務時間 (8:30～17:15)	・ 広聴，青少年健全育成，県民相談 ・ 生活保護，母子父子家庭支援事業 ・ 公害対策，不法投棄対策，産業保安 ・ 建築確認，開発許可，建設リサイクル法に関する事 など																														
県税事務所	5所 3支所 2分室	8:30～17:15 * 昼休み時間帯 (12:00～13:00) も，職員が交代で休憩時間を取得し県民への対応を実施	・ 県税の課税，収税 など																														
保健所	12所	通常勤務時間 (8:30～17:15)	・ 医事，介護保険 ・ 食品衛生 ・ 健康づくりの推進 ・ 保健指導（感染症等の予防）など																														
農林事務所	5所 10支所	同上	・ 農地の調整 ・ 普通作物，園芸作物の振興 ・ 農業改良普及 ・ 土地改良事業 ・ 林業振興 など																														
土木事務所 工事事務所	11所 2支所	同上	・ 道路，河川の整備や維持補修 ・ 公共用地の取得 ・ 工事・委託等の契約，支払い ・ 建設業の許可 など																														
港湾事務所	2所 2支所	同上	・ 港湾の管理 など																														
下水道事務所	2所	同上	・ 下水道の水質，施設の管理 など																														
<p>対応</p>	<p>○ 本県の出先機関の位置につきましては、企業や住民の利用に最も便利であるように、交通の事情や他の官公署との関係などを踏まえて設置しております。 ○ また、窓口時間の延長等につきましては、企業や住民の需要、費用対効果等を踏まえ、実施しているところです。 ○ 今後とも、各地域の人口増減や行政需要の変化、交通基盤の整備等の情勢変化を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>																																

<p>要 望 事 項</p>	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について</p> <p>① 県内定住及び県外からの流入促進</p> <p>日本全体で人口減少が進展する中で、本県においても県人口が平成 29 年 4 月 1 日現在で 24 年振りに 290 万人を下回る状況となっており、「地方創生」を実現するために、「本県への新しい人の流れをつくる」取り組みは、最優先課題の一つであります。また、本県の高齢化率は 28.0%と全国平均を上回っており、今後、高齢化が進む中で、若手世代を始めとした就労世代の本県への定住促進は、県内の活発な経済活動を維持していくために欠かせない問題ですが、県内の学生に対し茨城県の魅力がどれ位伝わっているか疑問であるとの声も上がっている中で、茨城大学では「茨城学」を全学部 1 年次の必修とする等、地域志向教育の充実を図る取り組みが始まっていると聞きます。</p> <p>本県への U I J ターンを促進し、若手を始めとした県内定住を促進するために以下の具体的取り組みを期待します。</p> <p><u>(ア) 県内高校生の県内大学への進学率向上及び県外からの学生誘致に繋がる学部・学科設立と県内大学の県内外への周知・広報支援</u></p> <p><u>(イ) 県内大学や高校で茨城県の魅力を学ぶ機会の創設</u></p> <p>(ウ) 若年世帯の住居確保や子育てに対する支援体制の確立</p> <p>(エ) 県内の労働力人口増加及び育成・定着への支援</p>
<p>現 況</p>	<p>【県内高校生の県内大学への進学率向上及び県外からの学生誘致に繋がる学部・学科設立と県内大学の県内外への周知・広報支援】</p> <p>○ 県内大学において、時代の変化や地域・社会のニーズに対応するため、学部・学科を改組する動きがあります。</p> <p>○ 茨城大学においては、実践的工学系人材の育成強化のため、H30 年度から工学部について、現在の 8 学科から、「機械システム工学」「電気電子システム工学」「物質科学工学」「情報工学」「都市システム工学」の 5 学科に改組します。また、大学院理工学研究科においても、現在の 8 専攻から 6 専攻に改組します。</p> <p>○ 常磐大学においては、H30 年度に「看護学部看護学科」を開設します。</p> <p>○ 日本スポーツウェルネス大学においては、H30 年度にスポーツプロモーション学部スポーツプロモーション学科（通学課程）を新たに設置します。</p> <p>【県内大学や高校で茨城県の魅力を学ぶ機会の創設】</p> <p>○ 茨城大学では、平成 27 年度より全学部 1 年生の必修科目「茨城学」を開設しており、県では、県勢にかかる講義を担当するなどの協力を行っています。</p> <p>○ 今年度より、茨城キリスト教大学、常磐大学、茨城工業高等専門学校、県立医療大学の各大学においても、「茨城学」の同時配信や VTR を活用した講義の実施など、県内大学における地域志向教育の拡大が図られています。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 県内大学による新たな学部・学科の設立の認可にあたり、関係機関との調整が円滑に進むよう県から設置・改組に係る要望書を提出するなど、県内大学への進学率向上につながる魅力向上のための大学の取組に対して、必要に応じて支援を行ってまいります。</p> <p>○ 県内大学との連携を図り、大学講義における講師派遣など、県内大学における茨城県の魅力を学ぶ機会の充実に協力してまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について</p> <p>① 県内定住及び県外からの流入促進</p> <p>日本全体で人口減少が進展する中で、本県においても県人口が平成 29 年 4 月 1 日現在で 24 年振りに 290 万人を下回る状況となっており、「地方創生」を実現するために、「本県への新しい人の流れをつくる」取り組みは、最優先課題の一つであります。また、本県の高齢化率は 28.0%と全国平均を上回っており、今後、高齢化が進む中で、若手世代を始めとした就労世代の本県への定住促進は、県内の活発な経済活動を維持していくために欠かせない問題ですが、県内の学生に対し茨城県の魅力がどれ位伝わっているか疑問であるとの声も上がっている中で、茨城大学では「茨城学」を全学部 1 年次の必修とする等、地域志向教育の充実を図る取り組みが始まっていると聞きます。</p> <p>本県への U I J ターンを促進し、若手を始めとした県内定住を促進するために以下の具体的取り組みを期待します。</p> <p>(ア) 県内高校生の県内大学への進学率向上及び県外からの学生誘致に繋がる学部・学科設立と県内大学の県内外への周知・広報支援</p> <p><u>(イ) 県内大学や高校で茨城県の魅力を学ぶ機会の創設</u></p> <p>(ウ) 若年世帯の住居確保や子育てに対する支援体制の確立</p> <p>(エ) 県内の労働力人口増加及び育成・定着への支援</p>						
<p>現 況</p>	<p>【県内大学や高校で茨城県の魅力を学ぶ機会の創設】</p> <p>○世界史補助教材「世界の中の茨城」の作成及び配布</p> <p>県教育委員会では、高等学校等で茨城の歴史が世界とどう関係するのかについて学習することをねらいとして、世界史補助教材「世界の中の茨城」を作成いたしました。内容として、近代を中心に世界の動きとそれに関連した茨城県のトピックを掲載することで、世界の中の郷土茨城の歴史を捉えなおすことができるようになっており、次期学習指導要領に対応するため、主体的・対話的で深い学びを実現するための設問も掲載しております。</p> <p>県教育委員会は、今年 8 月の教育課程研究協議会の際に各学校に「世界の中の茨城」を 7 部ずつ配布し、来年度からの生徒の使用に向けて準備を進めております。</p> <p>○配布を行った学校</p> <table border="0"> <tr> <td>高等学校</td> <td>96 校</td> </tr> <tr> <td>中等教育学校</td> <td>2 校</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>19 校</td> </tr> </table>	高等学校	96 校	中等教育学校	2 校	特別支援学校	19 校
高等学校	96 校						
中等教育学校	2 校						
特別支援学校	19 校						
<p>対 応</p>	<p>○ 来年度から世界史補助教材「世界の中の茨城」を授業で使用し、高校生が世界の中での茨城県の歴史を幅広く理解し魅力を再発見することで、郷土茨城を愛する心を養ってまいります。</p>						

<p>要 望 事 項</p>	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について</p> <p>① 県内定住及び県外からの流入促進</p> <p>日本全体で人口減少が進展する中で、本県においても県人口が平成 29 年 4 月 1 日現在で 24 年振りに 290 万人を下回る状況となっており、「地方創生」を実現するために、「本県への新しい人の流れをつくる」取り組みは、最優先課題の一つであります。また、本県の高齢化率は 28.0%と全国平均を上回っており、今後、高齢化が進む中で、若手世代を始めとした就労世代の本県への定住促進は、県内の活発な経済活動を維持していくために欠かせない問題ですが、県内の学生に対し茨城県の魅力がどれ位伝わっているか疑問であるとの声も上がっている中で、茨城大学では「茨城学」を全学部 1 年次の必修とする等、地域志向教育の充実を図る取り組みが始まっていると聞きます。</p> <p>本県への U I J ターンを促進し、若手を始めとした県内定住を促進するために以下の具体的取り組みを期待します。</p> <p>(ア) 県内高校生の県内大学への進学率向上及び県外からの学生誘致に繋がる学部・学科設立と県内大学の県内外への周知・広報支援</p> <p>(イ) 県内大学や高校で茨城県の魅力を学ぶ機会の創設</p> <p><u>(ウ) 若年世帯の住居確保や子育てに対する支援体制の確立</u></p> <p><u>(エ) 県内の労働力人口増加及び育成・定着への支援</u></p>
<p>現 況</p>	<p>○ 子育て支援等につきましては、4②を確認願います。 〔保健福祉部〕</p> <p>【県内の労働力人口増加及び育成・定着への支援】</p> <p>○ 県内産業の持続的発展のためにも労働力人口の確保は重要と考えておりますことから、「地方創生人材還流・定着支援事業」や「大好きいばらき就職面接会」、「いばらき就職支援センター」や「いばらきしごと支援センター」における職業紹介などにより、県内企業の人材確保及び労働力の育成・定着を支援しております。</p> <p>＜地方創生人材還流・定着支援事業＞</p> <p>本県産業を担う人材の確保・定着を図るため、県内外の大学や産業界と連携し、県内企業におけるインターンシップの促進や主に都内学生を対象とした合同就職面接会の開催等により、労働力定着に努めております。</p> <p>＜大好きいばらき就職面接会＞</p> <p>大学等を卒業見込みの就職希望者及び既卒未就職者と県内企業が一堂に会し、対面方式で面接を行う「大好きいばらき就職面接会」を年 2 回（各 2 会場）開催しており、新規学卒者や未就職学卒者の就職を促進するとともに、県内企業の人材確保への支援を行っております。</p> <p>平成 29 年度は、6 月に土浦、7 月に水戸、10 月に土浦・水戸で実施しました。</p> <p>＜いばらき就職支援センター＞</p> <p>「いばらき就職支援センター（水戸市、常陸太田市、日立市、鉾田市、土浦市、筑西市）」において、就職相談からキャリアカウンセリング、職業紹介までのサービスをワンストップで提供しておりますほか、求職者に対するトライアル雇用制度の周知などを行っております。【平成 29 年度 12 月 5 日現在：11 件】</p> <p>＜いばらきしごと支援センター＞</p> <p>移住希望者への就職や暮らしに関する情報の提供等により、本県への移住を希望する方に対し就職支援を行っております。 〔商工労働観光部〕</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 引き続き、県内の労働力人口増加及び育成・定着への支援に取り組んでまいります。 〔商工労働観光部〕</p>

<p>要望事項</p>	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について</p> <p>② 人口減少社会に対応した少子化対策</p> <p>人口減少克服は、本県の「地方創生」実現の要諦と言えます。本県の合計特殊出生率は 1.48%と全国平均 1.45%を若干上回っているものの、若年世代は収入も少なく経済的な余力も乏しい事から子育てが経済的な負担にもなっており、若年世代の県内定住、結婚、出産、子育ての環境をさらに充実させるため、ハード・ソフト両面から、以下の具体的支援策へのさらなる取り組み強化を要望します。</p> <p><ハード面の支援></p> <p>(ア) 産科・小児科など地域医療確保への支援 (イ) 保育施設拡充に向けた支援・要件緩和 (ウ) 事業所内保育所設置への支援</p> <p><ソフト面の支援></p> <p>(ア) 「いばらき出会いサポートセンター」を中心とした成婚支援 (イ) 「不妊治療費助成事業」の充実 (ウ) 子育て家庭への経済的支援拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 子、第 3 子以降の扶養控除額引上げ ・ 児童手当の支給拡充 ・ 医療福祉（マル福）適用要件の緩和 																																		
<p>現況</p>	<p><医療体制の整備></p> <p>○ 周産期医療体制の充実を図るため、県内を 3 ブロックに分け、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び周産期救急医療協力病院を指定するなど、周産期医療体制の整備を進めています。また、院内助産所や助産師外来の開設に対し支援を行い、分娩施設の整備促進に努めております。</p> <p>○ 小児の休日や夜間における 2 次救急医療の受入体制の整備を図るため、輪番制や拠点病院方式により小児救急医療圏単位で体制整備を進めています。</p> <p><保育施設の充実></p> <p>○ 本県では保育所等の計画的な整備を進め、この 8 年間で約 8 千人の定員増加を図っております。平成 29 年度においても約千 3 百人の定員増が図られる見込となっております。</p> <p>なお、待機児童が発生している市町村が行う整備に対しては、国の補助率を嵩上げ（1/2→2/3）し、整備を推進しているところです。</p> <p>【保育所整備数】</p> <table border="1" data-bbox="284 1536 1120 1615"> <tr> <td>21～28 年度（実績）</td> <td>216 ケ所</td> <td>7,996 人定員増</td> </tr> <tr> <td>29 年度（見込）</td> <td>20 ケ所</td> <td>1,294 人定員増</td> </tr> </table> <p>【待機児童数】</p> <table border="1" data-bbox="284 1684 1321 1839"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機児童数（人）</td> <td>320</td> <td>215</td> <td>227</td> <td>373</td> <td>382</td> <td>516</td> </tr> <tr> <td>保育所等数（か所）</td> <td>489</td> <td>497</td> <td>523</td> <td>641</td> <td>671</td> <td>691</td> </tr> <tr> <td>利用児童数（人）</td> <td>45,665</td> <td>46,549</td> <td>47,739</td> <td>50,643</td> <td>52,511</td> <td>52,643</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年とも 4 月 1 日の数</p>	21～28 年度（実績）	216 ケ所	7,996 人定員増	29 年度（見込）	20 ケ所	1,294 人定員増		H24	H25	H26	H27	H28	H29	待機児童数（人）	320	215	227	373	382	516	保育所等数（か所）	489	497	523	641	671	691	利用児童数（人）	45,665	46,549	47,739	50,643	52,511	52,643
21～28 年度（実績）	216 ケ所	7,996 人定員増																																	
29 年度（見込）	20 ケ所	1,294 人定員増																																	
	H24	H25	H26	H27	H28	H29																													
待機児童数（人）	320	215	227	373	382	516																													
保育所等数（か所）	489	497	523	641	671	691																													
利用児童数（人）	45,665	46,549	47,739	50,643	52,511	52,643																													

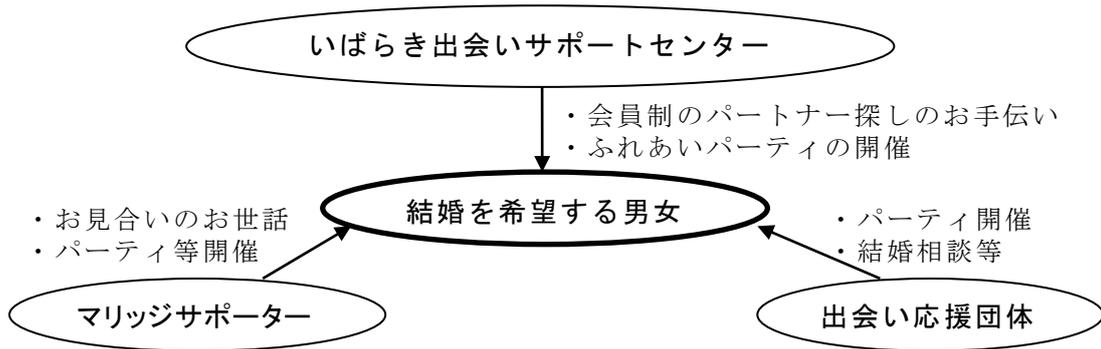
<結婚支援>

○ 本県では、「いばらき出会いサポートセンター」が中核となって、若者の出会いの相談やお見合いの仲介をボランティアで行う「マリッジサポーター」や、NPOなど非営利で結婚支援に取り組む団体で構成する「いばらき出会い応援団体」が、地域ぐるみでの結婚支援活動を行っています。

【活動実績】（H29.10.31現在）

- ・出会いサポートセンター会員数：2,538人（男性1,534人，女性1,004人）
- ・成婚数（累計）：1,862組
- ・ふれあいパーティ開催回数（累計）：2,511回
- ・マリッジサポーター数：467人（男性239人，女性228人）
- ・出会い応援団体数：23団体

現



<不妊治療費助成事業の充実>

○ 不妊治療のうち、保険外診療である体外受精及び顕微授精については、1回の治療費が高額であり経済的負担が重いことから、費用の一部を助成しております。

【助成実績】

年度	H24	H25	H26	H27	H28
実人員（人）	1,590	1,750	1,776	1,888	1,763
延件数（件）	2,664	2,839	2,797	2,964	2,754
助成額（千円）	378,211	361,571	359,726	393,865	479,660

【内容】

平成29年10月1日以降に終了した特定不妊治療について、上乘せ助成をしております。

況

区分	国制度	県単独上乘せ【新規】
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦 ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満 ・夫婦の所得の合計額が730万円未満 	
対象治療	① 特定不妊治療（体外受精，顕微授精） ② 特定不妊治療に至る過程で実施した男性不妊治療	
助成回数	初回治療開始時の妻の年齢が39歳まで通算6回，40～42歳まで通算3回	
助成額	① 特定不妊治療	上限15万円 ※初回に限り上限30万円 （一部治療は7.5万円）
	② 男性不妊治療	上限5万円 （一部治療は2.5万円） ※初回を除く
		上限5万円 （一部治療対象外）

○ 不妊治療を行う夫婦やその家族，一般の方を対象に，不妊の要因や不妊治療に關す

る理解を深めるため、県内2か所を会場に市民公開講座を開催しております。

【H29年度開催実績】（H29.11末現在）

日 時	場 所	内容（テーマ）
平成29年7月2日（日）	茨城県開発公社	未妊～早く気づいて～妊活を！
平成29年11月26日（日）	つくば国際会議場	「子を授かる。」

- 不妊専門相談センターを県内2か所において開設しており、不妊で悩んでいる夫婦に対して、産婦人科医師・泌尿器科医師・不妊カウンセラー・助産師が治療に関する相談やカウンセリングを行っています。

【相談実績】 県央地区（三の丸庁舎）、県南地区（県南生涯学習センター）

年 度	H24	H25	H26	H27	H28
実件数（件）	146	127	118	112	91
延人数（人）	228	195	181	165	144

＜子育て家庭への経済的支援拡充＞

- 子育て家庭への経済的支援により、小児疾患の早期発見・早期治療を促進し、健康の保持と健全な育成を図るため、外来は小学6年生まで、入院は中学3年生までの小児が医療機関等で治療を受けた場合の患者負担額を助成する市町村に対し、県から補助を行っています。

また、少子化対策の一環として、妊産婦が妊娠の継続と安全な出産のために治療を受けた場合においても、同様に患者負担額を助成する市町村に対し、補助を行っています。

- 小児・妊産婦ともに、平成28年10月から所得制限限度額を大幅に緩和しました。対象者は、小児で約7万人増えて約36万人（該当率 約89%）に、妊産婦で約千人増えて約2万人（該当率 約91%、支給期間を8.5か月と想定）となりました。

【補助実績等】

（単位：人、千円）

対象人数・金額		H24	H25	H26	H27	H28
小 児	受給者数	193,103	190,001	287,743	283,733	346,980
	県補助金	2,100,944	2,008,287	2,232,139	2,566,350	2,727,938
妊産婦	受給者数	13,965	13,581	13,542	13,123	14,257
	県補助金	398,960	388,539	387,642	378,827	383,055

※ H28対象人数は、それぞれ拡大後の月平均です。

- 児童手当の支給状況

児童手当は、子育て家庭の経済的支援の中で、幅広い用途で使用することができる国の制度であり、本県でもその費用の一部を負担しています。

【支給実績】

（単位：人、千円）

対象人数・金額	H24	H25	H26	H27	H28
受給者数	231,082	228,261	224,553	221,295	217,747
支給額（県負担分）	6,271,540	7,420,407	7,315,712	7,171,425	7,030,340

（平成29年2月28日時点）

<p style="text-align: center;">対 応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も、いばらき出会いサポートセンターを中核として、マリッジサポーター、市町村、民間団体などとの連携を進め、全県的な結婚支援体制のさらなる強化を図ってまいります。 ○ 今後も引き続き、不妊治療に対する費用の助成や相談支援等を実施するとともに、更なる助成額の拡充及び不妊治療の医療保険適用について、国に対し要望を行ってまいります。 ○ また、保育の実施主体である市町村と連携し、待機児童が解消されるよう保育所等の計画的な整備を図ってまいりますほか、今後とも、医療費の助成を実施してまいります。
--	---

<p>要望事項</p>	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について</p> <p>③ 県内観光資源を活用した魅力度向上への広報強化</p> <p>本県は農産物も海産物も豊富であり、空港・高速道路・鉄道も整備されており、本県の魅力ある観光資源を十分に活かした観光振興事業の強化と魅力度向上に向けた積極的な広報・PRの強化は、観光客誘致につながり県内経済の活性化に資するものと考えます。平成28年（1月～12月）の本県観光入込数は前年比8.4%増となり、県のご尽力により毎年増加を続けています。</p> <p>今後につきましても、さらなる観光客誘致・魅力度向上のため、下記取り組みを要望致します。</p> <p>（ア）本県イメージアップのための県内歴史・文化・自然遺産の世界遺産認定申請運動の推進</p> <p>（イ）県北芸術祭他、観光イベントの開催及び観光拠点の整備</p> <p>（ウ）上記イベントや観光拠点の広報及びPR強化</p>
<p>現況</p>	<p>【県内歴史・文化・自然遺産の世界遺産認定申請運動の推進】</p> <p>○平成19年9月に県と水戸市が世界遺産として共同提案したが、平成20年9月に文化庁から当該提案は世界遺産暫定一覧表への記載は困難との回答がありました。</p> <p>○平成25年8月に文化庁から当面の世界遺産暫定リストへの追加記載はないとの連絡があったことから、学術的調査・研究を進め、その魅力を広く情報発信を行うため、検討状況報告書の作成などを行う各種会議等に参加するなど、世界遺産暫定一覧表への追加記載に向けた水戸市の取り組みを支援しております。</p> <p>＜主な取り組み＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産登録推進に係る4県4市関係者（茨城県・水戸市、栃木県・足利市、岡山県・備前市、大分県・日田市）及び学識経験者などによる教育遺産世界遺産登録推進協議会への参加・意見交換 ・ 世界遺産登録推進シンポジウムへの後援及び参加 ・ 世界遺産登録推進担当者への助言 <p style="text-align: right;">〔教育庁〕</p> <p>【観光イベントの開催及び観光拠点の整備、観光拠点の広報及びPR強化】</p> <p>茨城空港就航路線の充実や圏央道の県内区間の全線開通、上野東京ラインの増発などにより広域交通網が着実に整備される中、首都圏や茨城空港就航先をメインターゲットとして、本県への誘客促進を図っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット等を活用した情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光いばらきホームページ等で、季節の観光情報をはじめ、旬の味覚、イベントなどの情報を提供（観光いばらきHPアクセス数：約731万件（H28年度計）） ○ メディアや旅行雑誌等を活用した魅力発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ4本 ・ 旅行雑誌3誌、フリーペーパー1誌（首都圏）、Webサイト5社（女子向け旅行サイト等） ○ 観光キャンペーン等を活用した魅力発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 首都圏等における観光キャンペーンの実施（38回） ・ 就航先における観光キャンペーンの実施（札幌1回、神戸3回、沖縄：1回） ・ 観光情報誌「いばらき時間（夏、秋冬）」作成（計17.5万部）

現況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近県と連携した情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県と連携し，就航先の旅行会社への訪問や地域情報紙への掲載等により，就航先からのツアーを造成（ツアー18本，708人送客(11月末現在)） ○ 北関東三県（栃木・群馬）との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光キャラバンの実施（首都圏，中京）三県合同による観光物産展の実施，広報誌への掲載 ○ 受入体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設の新設及び魅力向上のための改修に係る費用助成 上限5,000千円，補助率1/2，交付決定：19施設，計73,881千円（H29年10月末現在） <p>また，本県を訪れる外国人がスムーズかつ快適に滞在していただけるよう，県内観光事業者への働きかけを実施し，訪日外国人の受入体制整備の充実に取り組んでおります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費税免税店舗充実及び免税手続一括カウンター制度活用のための働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税免税店舗拡大セミナーの開催 ・ 免税店マップの作成 ・ 個別施設への働きかけ ○ 多言語表記充実のための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「いばらき多言語表記ガイドライン」の制定 ・ 多言語テプラサービスの実施 ○ その他受入体制整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要観光施設における多言語表記や無料Wi-Fi環境の整備促進 ・ 観光事業者を対象とした外国人観光客向けのおもてなし向上や外国語研修の実施 ・ 外国語の堪能な職員の県観光物産協会への配置による多言語表記等の支援 <p style="text-align: right;">〔商工労働観光部〕</p>
対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の魅力ある自然景観，文化遺産，郷土料理，伝統工芸品，伝統行事，最先端の科学技術などの観光資源について，多様な広報媒体を活用し，首都圏や茨城空港就航先などのほか，圏央道の県内区間の全線開通，上野東京ラインの増発を踏まえ，特に東京西部や神奈川，埼玉，山梨エリアの観光客をターゲットとして，積極的に情報発信するとともに，海外の旅行会社等を本県に招くモニターツアーの実施等の際，様々な広報媒体を活用し，広くマスコミ・県内市町村等に情報提供して，県民のみなさまに対する周知・啓蒙に努めます。 ○ また，観光客の満足度を高め，リピーターの確保や口コミでの評価向上による誘客を図るため，外国人観光客がスムーズに滞在できる環境を整備するほか，観光事業者等の外国語対応やおもてなしのスキルアップに努めます。 <p style="text-align: right;">〔商工労働観光部〕</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について</p> <p>④ 県内農林水産品及び畜産品の県内における加工及び高付加価値化への支援 本県は、農業産出額全国第2位と農業資源が非常に豊富であり、また水産業や畜産業も盛んな全国でも有数の食品生産を誇る県です。 6次産業化等の取り組みを県内に拡大する事は、県内経済の活性化、加工食品のブランド化、雇用の創出等、大きな経済波及効果があるものと考えます。「茨城県6次産業化サポートセンター」が発足し、地域農業の活性化を図っておられますが、県の特産品を十分に活かすべくさらなる支援強化を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>【6次産業化の取組】</p> <p>○ (公社)茨城県農林振興公社に6次産業化サポートセンターを設置し、6次産業化に取り組む事業者へのフォローアップを含む支援体制を整備した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化を目指す事業者に対しては、アグリビジネス講座の開催 ・6次産業化ネットワーク活動整備交付金(国補)による施設整備支援 ・販路の開拓を目指す事業者に対しては、大規模商談会や販路開拓相談会の開催等による6次産業化の発展段階や課題に対応した支援策を講じているところです。 <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化プランナーの登録者数：10名 ・H29年度のプランナー派遣件数：98件(H29年9月末現在) ・六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画の認定件数：50件(H29年10月末現在)
<p>対 応</p>	<p>○ 次年度以降も引き続き、農産物の6次産業化に取り組む農業者等に対して、6次産業化の発展段階に応じたきめ細かな支援を続けてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (1) 県北地域 ① 日立市内の交通渋滞緩和に対する支援 日立市内の慢性的な交通渋滞改善に向けた要望は依然として多く寄せられております。なかでも、渋滞緩和や利便性向上の観点から以下について要望します。 (ア) 国道6号バイパスの早期完成 (イ) 国道6号線と6号バイパスの合流地点の4車線化 (ウ) 国道245号線の4車線化</p>
<p>現 況</p>	<p>【国道6号日立バイパス】 ○全体計画 区 間：日立市河原子町～田尻町 延 長 等：L=10.5km（4車線） ○供用区間（H20年3月暫定2車線供用） 区 間：日立市旭町～田尻町 延 長 等：L=4.7km ○事業中区間（日立バイパス（Ⅱ期）） 区 間：日立市国分町（鮎川停車場線）～旭町 延 長 等：L=3.0km（2車線） 着手年度：H24年度～ 全体事業費：約240億円 H29事業費：350百万円（道路設計，地質調査，環境調査，用地買収） H28末進捗率：約3%（用地進捗率：約5%） 【国道245号日立港区北拡幅】 区 間：日立市久慈町～日立市水木町 計 画 延 長：L=1.88km 計 画 幅 員：W=25/14m 着手年度：H27年度～ 全体事業費：約30億円 H29事業費：150百万円（測量，設計，用地補償） H28末進捗率：約4%</p>
<p>対 応</p>	<p>【国道6号日立バイパス】 ○ 日立市と連携して用地取得など事業の促進に努め、本バイパスが早期に完成できるよう、国に働きかけてまいります。 【国道245号日立港区北拡幅】 ○ 早期に用地取得に着手できるよう境界立会等を進めてまいります。</p>

<p>要望事項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (2) 県南・県西地域 ① 圏央道の利便性向上及び沿線地域の工業団地整備促進 平成29年2月に圏央道境古河～つくば中央間が開通し、県内交通インフラの利便性は一段と高まりました。開通により隣接区間では交通量が約20%増加し、関東圏の物流・観光に大きな影響があると考えます。 しかし、圏央道はほとんどの場所が対面通行となっており、混雑も発生しやすくなっています。県におかれましては、<u>早期の全区間4車線化を図るべく国への働きかけの強化</u>を要望します。 また、<u>圏央道沿線地域の工業団地整備促進</u>についても、一層のご尽力を要望します。</p>
<p>現況</p>	<p>【圏央道4車線化】 ○ 2月に境古河IC～つくば中央IC間が開通したことにより、県内全線が開通しましたが、暫定2車線であるため、渋滞の発生、低速車両に起因する速度低下、事故発生時における長時間の通行止めなど、定時性・速達性の面で課題があります。 [土木部]</p> <p>【工業団地整備】 ○ 圏央道沿線地域では、圏央道の整備進展に伴い企業立地が活発になってきており、地元市町が新たな産業用地の確保に熱心に取り組んでいるところであります。 ○ 県におきましては、地域経済を牽引する産業の集積を進めるため、沿線市町村とともに地域未来投資促進法に基づく基本計画を作成し、国に協議しているほか、事業手法・事業主体の検討に対する助言、市街化区域編入や農地転用、工業用水の確保、排水の処理などに係る専門的な助言や調整を行うなど、その支援に努めています。 [企画部]</p>
<p>対応</p>	<p>【圏央道4車線化】 ○ 整備効果を最大限発揮するためには、4車線化は必要不可欠であると考えておりますので、圏央道の県内全区間の早期4車線化に向け、国や東日本高速道路㈱に対し、要望してまいります。 [土木部]</p> <p>【工業団地整備】 ○ 引き続きこうした支援に努めますとともに、企業の設備投資情報をいち早く入手し企業のニーズやスピードに合わせて対応してまいります。 ○ また、平成29年2月26日の圏央道県内区間の全線の開通によりさらに魅力が高まった本県の立地優位性を広くPRしながら、多くの企業の誘致につなげてまいりたいと考えております。 [企画部]</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (2) 県南・県西地域 ② つくばの里工業団地周辺の交通渋滞緩和に対する支援 県南地域の「つくばの里工業団地」については、進入ルートが 2 本しかなく、依然として交通量が多い時間帯には慢性的な渋滞に悩まされています。労働者の心身の負担軽減、物流や防災の観点から、新たな進入ルートの整備を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>【事業中の区間】 ○ つくばの里工業団地周辺の道路整備について、主要地方道美浦栄線のバイパス整備を進めており、現在、県道竜ヶ崎潮来線から八代庄兵衛新田線までの約 500m 区間の整備を進めております。</p> <p>【事業中の（主）美浦栄線バイパスより北伸区間】 ○ これまでに埋蔵文化財や貴重動植物等の調査を行ってきたところであり、昨年度、猛禽類については現況調査が終了し、専門家からは、事業実施段階で改めて調査が必要とのご意見をいただいたところです。 ○ 現在は、これまでの調査結果やつくばの里工業団地などの周辺における状況の変化を踏まえ、ルートの検討を実施しております。</p>
<p>対 応</p>	<p>【事業中の区間】 ○ 県道竜ヶ崎潮来線から県道八代庄兵衛新田線までの約 500m 区間の整備を進め、早期供用に努めます。</p> <p>【事業中の（主）美浦栄線バイパスより北伸区間】 ○ 今後とも関係市と調整を図りながら、ルートの確定に向け努めてまいります。</p>

<p>要望事項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (2) 県南・県西地域 ③ 筑西地域の交通渋滞緩和に対する支援 筑西地域の国道50号においては、片側1車線箇所<small>の</small>通勤時間帯の交通渋滞が激しく、早期の渋滞緩和策を求めます。 国道50号下館バイパスの拡幅区間の早期供用に向けた現在の進捗についてお聞かせ願います。</p>
<p>現況</p>	<p>【国道50号下館バイパス】 区 間：筑西市下川島～筑西市横塚 計画延長：L=10.6km 幅 員：W=25～30m（※暫定2車線で整備） 着手年度：S61年度～ 全体事業費：約387億円 H29事業費：780百万円（道路設計，用地買収，改良工） H28未進捗率：約82%（用地進捗率：約95%）</p> <p>○ 平成26年10月にバイパス部（1.6km）が暫定2車線で供用し，現道拡幅区間（3.0km）を除くバイパス部が開通した。 ○ 平成28年11月に，現道拡幅区間において設計説明会を実施しました。</p>
<p>対応</p>	<p>【国道50号下館バイパス】 ○ 現道拡幅区間（3.0km）について，早期に供用が図られるよう，国に働きかけてまいります。</p>

要 望 事 項	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について</p> <p>(3) 鹿行地域</p> <p>① 鹿嶋市内の交通渋滞緩和に対する支援</p> <p>鹿嶋市内、カシマサッカースタジアムにおいてはJリーグを始めとしたサッカー試合等のスポーツイベントが開催され、県内のイメージアップや観光客誘致に大きく寄与しているものと考えますが、サッカースタジアム周辺の国道 51 号線は片側 1 車線であり、イベント開催時には非常に混雑するとの声が寄せられています。</p> <p>同地域の渋滞対策について要望します。</p>
現 況	<p>○ カシマサッカースタジアムの交通渋滞については、県や鹿島アントラーズFC等関係団体においても、重大な課題と認識しており、対策として、同FCが、日頃からホームページで公共交通機関利用の案内を掲載しているほか、試合日には、渋滞対策のための迂回路の案内看板を設置するなどの対策を行っています。</p> <p>○ 多数の来場者が想定される試合時には、県やホームタウン市、交通事業者等の関係者による交通対策会議を開催し情報共有を図るとともに、鉄道、バスの臨時便を増発するなどの対策を行っております。</p> <p>○ スポーツイベント開催時の交通渋滞緩和を図るため、現在鹿島アントラーズのホームゲーム開催日には、東京駅からスタジアムへの直行高速バスが運行されるほか、鹿島神宮駅行き的高速バスが臨時便としてスタジアムまで延伸して運行されています。</p> <p>また、鹿島臨海鉄道では、試合の開催に合わせて、鹿島サッカースタジアム駅を営業するとともに、大洗鹿島線を利用した試合観戦にお得な「サッカー観戦回数券」を販売しているところです。</p> <p style="text-align: right;">〔企画部〕</p>

<p>現況</p>	<p>【国道51号鹿嶋バイパス】 ○全体計画 区間：潮来市洲崎～鹿嶋市清水 延長等：L=8.3km</p> <p>○供用区間（H14年全線暫定2車線供用）</p> <p>○事業中区間（神宮橋架替） 区間：潮来市洲崎～鹿嶋市大船津 延長等：L=1.8km（4車線） 着手年度：H26年度～ 全体事業費：約160億円 H29事業費：491百万円（道路設計，環境調査，事業損失補償，改良工） H28末進捗率：約4%</p> <p>【国道51号潮来バイパス】 区間：潮来市小泉～洲崎 計画延長：L=2.5km 幅員：W=25～27m 着手年度：H17年度～ 全体事業費：約26億円 H29事業費：30百万円（道路設計，環境調査，用地買収，改良工） H28末進捗率：約94%（用地進捗率：約93%）</p> <p style="text-align: right;">〔土木部〕</p>
<p>対応</p>	<p>○ 今後もイベント開催時の渋滞緩和を図るため，関係機関と連携を図りながら，県や市のホームページ，SNS，市報等を通じて，公共交通機関の利用や乗り合わせでの来場等について呼びかけてまいります。</p> <p>○ また，公共交通の周知・広報に努め，交通事業者と連携して公共交通機関の利用促進による渋滞緩和に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">〔企画部〕</p> <p>【国道51号鹿嶋バイパス】 ○ 現在事業中の新神宮橋の4車線化が早期に図られるよう，国に働きかけてまいります。</p> <p>【国道51号潮来バイパス】 ○ 潮来市街地における交通渋滞を緩和させるため，早期に供用が図られるよう，国に働きかけてまいります。</p> <p style="text-align: right;">〔土木部〕</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (4) 県内全域 ① 住みよい環境整備への取り組み強化 高齢化社会が急速に進むなか、単身高齢者世帯増加による孤立化が問題となっています。県におかれましては、商店街活性化事業等にご尽力頂いておりますが、高齢化率の高い農村地区等においてはさらなる支援が必要と考えます。こうした社会に適應するために、企業と行政が連携したサービスの提供等が必要と考え、以下について要望します。 (ア) 「買い物弱者支援」への取り組み (イ) 防災対策、災害発生時の連携支援 (ウ) 地域における高齢者の見守り体制の構築 (エ) 公共交通機関、代替交通機関の拡充</p>
<p>現 況</p>	<p>【買い物弱者支援】</p> <p>○ 県では、「商店街活力向上支援事業」により、市町村や商店街団体等が主体的に行う地域住民に対する商店街の商品を宅配するサービスや、商店街の空き店舗を活用したコミュニティ施設の整備など、県内商店街の買い物環境の改善や地域コミュニティの拠点づくりなど商店街活性化の取組に対して支援を行っております。</p> <p>○ また、時代のニーズに対応したサービスの事業化を促進するため、「いばらき産業大県創造基金事業（サービス産業新時代対応プログラム）」により、買い物弱者対策など社会や地域の課題を解決するサービス等の事業化に係る取組を支援しております。</p> <p><商店街活力向上支援事業></p> <p>(1) 商店街活性化コンペ事業 商店街活性化に向けたプランを公募し、公開審査会により選定する優れた事業に対し補助する。 補助対象 任意グループ、商店街団体等（県直接補助） 補助額 最優秀プラン(1,500千円)1事業、優秀プラン(1,000千円×3事業、ただし、H28年度は750千円×4事業) 【H29】最優秀1件 優秀3件 採択</p> <p>(2) 魅力ある商店街づくり支援事業 地域資源や消費者ニーズ等を踏まえた商店街活性化プランの策定及びプランに基づく活性化事業に対して、市町村とともに継続支援する。 補助対象 市町村（商店街団体等への間接補助） 補助機関 最大3年間（初年度はプラン策定に対し支援） 補助率 40% 補助限度額 500千円/年(1年目) 1,200千円/年（2,3年目） ※ 新規採択はH28年度で終了</p> <p><いばらき産業大県創造基金（サービス産業新時代対応プログラム）> 中小企業者やNPO等が実施する、社会的課題を解決するビジネスの事業化に係る経費を補助。 (1) 補助率 2/3以内 (2) 補助限度額 3,000千円 【H29】7事業 採択（第2次公募採択分まで）</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 県内におきましても、企業と市町村の連携により、移動販売、宅配、空き店舗を活用したコミュニティ施設の整備など、買い物弱者支援や地域コミュニティ拠点づくりなど、様々な取組が実施されていることから、このような取組事例に関する情報提供に努めていくとともに、国や県の支援制度の活用について働きかけていくなど、買い物弱者支援や地域コミュニティの強化に取組む市町村や商店街団体等を支援してまいります。</p>

<p>要望事項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (4) 県内全域 ① 住みよい環境整備への取り組み強化 高齢化社会が急速に進むなか、単身高齢者世帯増加による孤立化が問題となっています。県におかれましては、商店街活性化事業等にご尽力頂いておりますが、高齢化率の高い農村地区等においてはさらなる支援が必要と考えます。こうした社会に適応するために、企業と行政が連携したサービスの提供等が必要と考え、以下について要望します。 (ア) 「買い物弱者支援」への取り組み (イ) 防災対策、災害発生時の連携支援 (ウ) 地域における高齢者の見守り体制の構築 (エ) 公共交通機関、代替交通機関の拡充</p>																				
<p>現況</p>	<p>【災害緊急時への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、国や県、市町村の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられますので、自分の身を自分の努力によって守る自助とともに、地域や近隣の人々が集まって互いに協力し合いながら、防災活動に取り組む共助が必要となります。 ○ 共助につきましては、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織である自主防災組織が担うこととなりますが、自主防災組織が活動するに当たりましては、消防団や学校のほか、企業（事業所）や医療機関等と連携して地域防災に取り組むこととなります。 ○ しかしながら、本県の自主防災組織活動カバー率は全国を下回る 81.6%（全国 32 位）という状況にあります。 <table border="1" data-bbox="231 1086 1428 1220"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25.4.1</th> <th>H26.4.1</th> <th>H27.4.1</th> <th>H28.4.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県</td> <td>66.8%</td> <td>72.3%</td> <td>76.6%</td> <td>81.6%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>77.9%</td> <td>80.0%</td> <td>81.0%</td> <td>81.7%</td> </tr> <tr> <td>全国との差</td> <td>△11.1</td> <td>△7.7</td> <td>△4.4</td> <td>△0.1</td> </tr> </tbody> </table>		H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	茨城県	66.8%	72.3%	76.6%	81.6%	全国	77.9%	80.0%	81.0%	81.7%	全国との差	△11.1	△7.7	△4.4	△0.1
	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1																	
茨城県	66.8%	72.3%	76.6%	81.6%																	
全国	77.9%	80.0%	81.0%	81.7%																	
全国との差	△11.1	△7.7	△4.4	△0.1																	
<p>対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県では、自助や共助などに関する防災講話や自主防災組織の必要性、活動内容などについての説明会を自治会などで実施できるよう講師を派遣するとともに、自主防災組織が行う防災講演会等の取組に対し助成を行うなど、地域防災力強化事業を推進することにより、自主防災組織の結成に対する支援を実施しております。 																				

<p>要 望 事 項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (4) 県内全域 ① 住みよい環境整備への取り組み強化 高齢化社会が急速に進むなか、単身高齢者世帯増加による孤立化が問題となっています。県におかれましては、商店街活性化事業等にご尽力頂いておりますが、高齢化率の高い農村地区等においてはさらなる支援が必要と考えます。こうした社会に適応するために、企業と行政が連携したサービスの提供等が必要と考え、以下について要望します。 (ア) 「買い物弱者支援」への取り組み (イ) 防災対策、災害発生時の連携支援 <u>(ウ) 地域における高齢者の見守り体制の構築</u> (エ) 公共交通機関、代替交通機関の拡充</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 県では、日頃から地域住民の方々と接する機会の多い民間事業者と見守り活動に関する協定を締結しております。</p> <p>○ 現在、32事業者と協定を締結しており、事業者には単身高齢者世帯等で何らかの異変を察知した場合に、市町村や警察署等への連絡を行っていただいております。</p> <p>○ また、毎年、協定締結事業者との情報交換会を開催して各事業者の取り組みを紹介していただくなど、地域住民の異変を察知するポイント等について話し合う機会を設けているところです。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 今後も引き続き、事業者等との連携強化を図るとともに、新たな事業者との協定締結に向けて取り組むなど、地域の見守り活動を推進してまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (4) 県内全域 ① 住みよい環境整備への取り組み強化 高齢化社会が急速に進むなか、単身高齢者世帯増加による孤立化が問題となっています。県におかれましては、商店街活性化事業等にご尽力頂いておりますが、高齢化率の高い農村地区等においてはさらなる支援が必要と考えます。こうした社会に適應するために、企業と行政が連携したサービスの提供等が必要と考え、以下について要望します。 <u>(ア) 「買い物弱者支援」への取り組み</u> (イ) 防災対策、災害発生時の連携支援 (ウ) 地域における高齢者の見守り体制の構築 <u>(エ) 公共交通機関、代替交通機関の拡充</u></p>
<p>現 況</p>	<p>【買い物弱者支援】 ○ 人口減少や少子高齢化が進む中、県では、安心して暮らせる生活環境づくりを進めるため、買物支援等に取り組む市町村を支援し、地域の生活支援サービスの維持・確保に努めております。</p> <p><生活環境づくり支援事業> 買物支援等の生活支援サービスの維持・確保に取り組む市町村に対する支援。 ① 仕組みづくり支援（調査、検討・調整等） ② 買物支援（移動販売、買物代行、ミニスーパー設置等） ③ 郵便局、宅配事業者等と連携した見守りサービス等への支援 ④ その他先進的な取組への支援（例：ICT活用、貨客混載等） ・補助率：① 県 10 / 10（上限 1,000 千円） ②③④ 県 1 / 2，市町村 1 / 2（上限 5,000 千円） ・平成 29 年度実績（11 月末時点）：7 件（6 市 1 町）</p> <p>【公共交通】 ○ 地域住民の生活に必要な公共交通の維持存続を図るため、国や市町村とともに広域的・幹線的路線を運行するバス事業者に対し、運行経費の赤字補助を行っており、また、県北山間地域における生活交通の確保を図るため、廃止されたバス路線を代替運行する市町に対して、運行経費の補助を行っております。 さらに、平成 27 年度から、市町村が取り組む広域バス路線の新設や再編に対しても運行経費の支援を行っております。</p> <p>○ これらに加え、平成 28 年度からは、「地域公共交通確保対策事業」として、県北、鹿行、県南、県西の県内 4 地域において、県、市町村、有識者、交通事業者等で構成する協議会を立ち上げ、地域の実情に応じた広域公共交通のニーズの把握を行い、それらを踏まえ、バス等の運行形態や運行ルート、費用負担等の検討を行っております。 このうち、本年 2 月から県南地域で稲敷エリア広域バス（3 ルート）、8 月から鹿行地域で鹿行広域バス（神宮・あやめライン）の実証運行をそれぞれ開始しました。</p>
<p>対 応</p>	<p>【買い物弱者支援】 ○ 引き続き、市町村に対し、事業の活用を働きかけていくとともに、地域の実情に応じた対策を検討し、買物支援等の生活支援サービスの維持・確保に取り組んでまいります。</p> <p>【公共交通】 ○ 生活路線維持のため、引き続きバス事業者等への運行経費の支援を行うとともに、広域バスの実証運行については、他の地域でも協議会による協議が整い次第、順次、実証運行や利用促進の取組を進めてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (4) 県内全域 ② 安心・安全なまちづくりへの取り組み強化 本県においては平成 29 年 4 月に神栖警察署が開署された事や、地域パトロール・啓発強化等の取り組みにより犯罪件数が減少傾向にあります事は、行政・県警察のご尽力の賜物であり厚くお礼を申し上げます。 しかしながら、県内企業からは引き続き安心・安全に暮らせるまちづくりに対する声が多数寄せられています。空き巣被害や巧妙化するニセ電話詐欺の他、交通事故発生件数も全国で高位にあります。法律・条例が遵守されさらなる治安の良いまちづくりを目指し、警察官による地域パトロールの強化・交通マナー指導の強化と、犯罪の手口・防衛手段の県民への継続的な啓蒙強化を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>【地域パトロールの強化】 ○ 県内における平成 29 年中の刑法犯認知件数は、10 月末で 20,870 件(※)であり、前年比で 1,411 件減少しましたが、依然として高水準で推移しており、全国順位はワースト 10 位となっております。(※数値は暫定値)、 ○ 県警察では、犯罪の発生状況等を踏まえ、侵入窃盗、ニセ電話詐欺、自動車盗等の検挙及び抑止活動を展開しており、特に犯罪が多発する時間帯や地域等の実態に応じたパトロール活動を強力に実施しております。 ○ また、各家庭や事業所を訪問する巡回連絡等において、犯罪被害や交通事故への注意を喚起するとともに、広報紙やパトロールカードの配布による地域の安全情報の発信に取り組んでおります。 [警察本部]</p> <p>【交通マナー指導の強化】 ○ 県では、茨城県交通対策協議会((一社)茨城県経営者協会を含め 40 の機関・団体で構成)の主唱による交通安全県民運動を積極的に推進しております。 (1) 年間を通じた交通安全運動の展開 ①春の全国交通安全運動 H29. 4. 6～4. 15 ②夏の交通事故防止県民運動 H29. 7. 20～7. 31 ③秋の全国交通安全運動 H29. 9. 21～9. 30 ④年末の交通事故防止県民運動 H29. 12. 1～12. 15 (2) 交通安全広報活動の推進 ①交通安全運動実施要綱の配布 H29 年度 18,000 部 ②交通安全ポスターの配布 H29 年度 10,000 部 (3) 交通安全県民大会の開催 ①日 時：H29. 11. 8 ②場 所：県庁舎 9 階講堂 ③参加者数：416 名 ○ その他、県では交通安全教育による交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図っております。 (1) 茨城県交通安全教育講師の派遣 ・学校、企業等に県委嘱の交通安全教育講師を紹介(講師数：12 名) ・平成 29 年度派遣回数 43 回(H29 年 10 月末現在) (2) 高校生原付バイク安全運転教室 ・バイク通学者、原付自動車免許取得生徒の運転技術の向上と交通安全意識の高揚を図るために実施 ・平成 29 年度 参加校数：10 校 参加生徒数：193 名(H29 年 10 月末現在)</p>

(3) 交通安全指導資料の作成・配布

- ・新入学児童全員の保護者に、家庭で活用する交通安全教育リーフレットを配布
- ・平成 29 年度 28,000 部配布

○交通事故（人身事故発生件数及び交通事故死者数）データ

	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年※
人身事故発生件数	14,732	13,279	12,534	11,613	10,455	7,940
交通事故死者数	142	163	132	140	150	117

※H29 年は H29 年 10 月末現在の数値（暫定値）

【犯罪の手口・防衛手段の県民への継続的な啓蒙強化】

- 県では、茨城県安全なまちづくり推進会議（（一社）茨城県経営者協会を含め 47 の機関・団体で構成）の主唱による安全なまちづくり県民運動を積極的に推進しております。

(1) 安全なまちづくり街頭キャンペーン

①日 時：平成 29 年 10 月 11 日

②場 所：JR 水戸駅

③参加者：47 団体 224 名

(2) 「ロックの日」街頭キャンペーン

①日 時：平成 29 年 6 月 9 日

②場 所：イオンモール水戸内原

③参加者：34 団体 124 名

- その他、県では、児童・生徒の犯罪被害防止のため、小学校等において防犯教室を開催するとともに、一般の方向けに防犯に関する講座を開催するなど、県民の防犯意識の高揚を図っております。

・防犯教室の開催 平成 29 年度 2 回（H29 年 10 月末現在）

・防犯に関する講座の開催 平成 29 年度 2 回（H29 年 10 月末現在）

○防犯関係（刑法犯認知件数）データ

	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年※
刑法犯認知件数	36,873	35,055	30,502	29,085	26,607	20,870

※H29 年は H29 年 10 月末現在の数値（暫定値）

[生活環境部]

現

況

- 引き続き、各地域における犯罪発生状況を的確に分析し、情勢に即したパトロール活動等を展開して、犯罪の未然防止を図るとともに、犯罪の検挙に努めてまいります。

[警察本部]

対

応

- 今後も、交通安全県民運動を積極的に推進するとともに、交通安全教育を実施し、県民全体に広く交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ってまいります。
- 今後とも、安全なまちづくり県民運動を積極的に推進するとともに、防犯教室を開催するなど、県民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ってまいります。

[生活環境部]

要望事項	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について</p> <p>(4) 県内全域</p> <p>③ 医療体制の充実、医師・看護職員不足解消</p> <p>本県の人口10万人あたりの医師数・看護職員数は全国平均を大幅に下回るとともに、医療機関も絶対的に不足し、医療体制の地域偏在が深刻な状況にあります。さらに平成29年12月に施行されたストレスチェック制度により、産業医の不足も顕著になっており、企業から対応策の必要性の声が上がっております。本県では、地域医療医師修学資金制度による医師確保や看護師の養成、定着促進を強化されていますが、本県の医師・看護職員不足解消に向け、一層の取り組み強化をお願いします。</p>
現況	<p>○ 本県は、医師不足が顕著になっていることから、より一層の医師確保と医師の県内定着のために必要な対策を充実させていくことが求められております。</p> <p>○ また、県内の二次保健医療圏別では、つくば保健医療圏が全国平均を上回る一方、鹿行保健医療圏、筑西・下妻保健医療圏、常陸太田・ひたちなか保健医療圏では全国平均の半分に満たないなど、医師の地域偏在が見られます。</p>
対応	<p>【医療体制確保について】</p> <p>○ 救命率の向上や後遺障害の軽減を図るため、平成22年7月から本県独自のドクターヘリを運航しておりますが、県北・鹿行地域などの県境地域につきましては、福島県ドクターヘリの相互利用や千葉県ドクターヘリの共同利用など、隣接県との連携により体制の充実を図っているところです。</p> <p>○ また、日製日立総合病院本館棟の建替や鹿行南部地域夜間初期急患センターの開設への支援を行い、医療機能の充実を図っているところです。</p> <p>○ 神栖済生会病院と鹿島労災病院につきましては、両病院、県、神栖市、医師会等から構成される再編統合協議会において、鹿島労災病院を神栖済生会病院に統合する基本構想が決定され、基本合意書が締結されたところです。</p> <p>【医師確保対策について】</p> <p>○ 医師数の不足や地域偏在を解消するため、県では地域医療支援センターを設置し、地域枠の医学生及びこれを活用した修学生医師のキャリア形成支援や、医師不足地域の病院等への派遣調整を行っています。</p> <p>○ 特に、地域医療医師修学資金貸与制度（地域枠）については、平成21年度に筑波大学に地域枠を設置し、以降、順次定員の拡大を図ってまいりました。その結果、現在では地域枠の定員が7大学53名まで増やしてまいりました。</p> <p>○ また、将来、産婦人科や小児科、救急科への勤務や、へき地医療に従事することを返還免除要件とした地域医療医師修学資金貸与制度（全国対象）を活用し、不足する診療科の医師を養成しています。</p> <p>○ さらに、実力派講師の招聘による総合的診療を学ぶ特訓ゼミや教育回診の実施、県内指導医の国内外派遣、シミュレーター教育の推進等に取り組む、若手医師向けの魅力ある研修機会の提供により、本県のイメージ向上と医師の確保・県内定着に努めているところであります。</p> <p>○ 今後は、地域枠制度等を活用し、県内医師不足地域等で一定期間勤務することになる医師が増えてくることから、地域医療支援センターにおいてキャリア形成支援を行うとともに、県北、鹿行地域を含む医師不足地域の医療機関へのバランスのよい配置を行うことにより、医師の地域偏在の解消に努めてまいります。</p> <p>県といたしましては、引き続き、総合的な医師確保対策を継続的かつ着実に実施することにより、医師の確保と偏在の解消を図ってまいります。</p>

対 応	<p>【看護師の養成・定着促進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県では、①養成の確保 ②定着の促進 ③再就業の促進 ④資質の向上の4点を掲げ、様々な対策を総合的に講じているところです。 ○ 中でも、新人看護職員の早期退職や結婚・出産などを契機とした離職が多いことから、特に、定着と再就業の促進に力を入れて取り組んでおります。 ○ 定着の促進については、病院内保育所の整備や運営に係る助成、定着促進コーディネーターの派遣による職場環境改善の助言指導、さらには早期離職を防止するための新人看護職員研修への助成など、看護職員が働き続けることのできる魅力ある職場環境づくりの支援を継続してまいります。 ○ 再就業の支援については、現在、県看護協会と連携し、ナースバンク事業をとおした再就業相談や就業あっ旋、再就業に必要な看護実践能力を高める再就業支援研修、ナースセンターの相談員がハローワークに出向いて再就業相談に応じる事業などを実施しております。 ○ また、就職アドバイザーを県北、鹿行、県南、県西地域に配置し、身近な地域で再就業支援研修が受けられる体制をとっております。 ○ これらの事業をとおしまして、今後とも看護職員の確保に取り組んでまいります。
--------	--

要 望 事 項	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について</p> <p>(4) 県内全域</p> <p>④ 茨城国体・東京オリンピック・パラリンピックの県内経済への波及</p> <p>2019年茨城国体と2020年東京オリンピック、パラリンピックの二大イベントは、本県経済にとって大きな経済効果が期待されます。つきましては、経済への波及効果を最大限に発揮するため、国内外からの誘客増加に資する様々なインフラ整備、選手・関係者滞在時の地元施設の積極活用に向け、地域産業と一体となった取り組みをお願いします。また、障がい者のための主要公共施設のバリアフリー化とユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくり（バリアフリー観光地づくり）推進のための観光事業者への指導強化に努めていただきたいと思います。</p>						
現 況	<p>○ 茨城国体、東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、宿泊施設の受入体制の強化を図るため、民間宿泊施設の開業や魅力向上のための改修費用について助成しております。</p> <p><茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業> 申請期間 平成 29 年 5 月 15 日～6 月 30 日</p> <table border="1" data-bbox="284 936 1428 1048"> <tr> <td>補助対象事業</td> <td>新規開業</td> <td>新たに宿泊施設を開業するために行う整備・改修工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>既存施設の改修</td> <td>宿泊施設の魅力向上のために行う整備・改修工事</td> </tr> </table> <p>補助率 1 / 2 補助上限 5, 0 0 0 千円</p> <p>○ 今後さらに増加が見込める、海外からの観光客の誘客促進を図るため、以下のとおり、県観光物産協会、県内市町村、観光事業者等と連携した受入体制整備に取り組んでおります。</p> <p><県観光物産協会自主事業への協力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の中に宿泊施設や観光施設、交通事業者等から構成されるインバウンド部会を設置し、県と連携協力を図りながら、海外からの観光客の誘客促進をテーマとした勉強会を定期的に開催しています。 <p><県内各市町村、観光事業者等との連携（依頼）></p> <p>ア NTT 東日本と連携した外国人観光客向け無料 Wi-Fi 提供環境等の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客が県内滞在中にインターネットを利用しやすい環境を整備するため、ホテルや旅館、飲食店など観光事業者の施設において、光ステーション（NTT 東日本の Wi-Fi ルーター）の設置を推進し、ID パスカードを配布しています。これにより外国人観光客は、光ステーションの設置施設において無料で Wi-Fi を利用することができます。 <p>イ 外国人観光案内所の設置推進</p> <p>ウ 各施設における決済サービス（カード決済、電子決済等）充実の推進</p> <p>エ 県内各観光施設での多言語対応強化推進</p> <p>オ 消費税免税店化の推進 等</p> <p style="text-align: right;">〔商工労働観光部〕</p>	補助対象事業	新規開業	新たに宿泊施設を開業するために行う整備・改修工事		既存施設の改修	宿泊施設の魅力向上のために行う整備・改修工事
補助対象事業	新規開業	新たに宿泊施設を開業するために行う整備・改修工事					
	既存施設の改修	宿泊施設の魅力向上のために行う整備・改修工事					

現 況	<p>【選手・関係者滞在時の地元施設の積極活用】</p> <p>○ 茨城国体の開催期間中は、併せて延べ約12万人の宿泊者が見込まれることから、県では、市町村と連携して、大会日程や県内各競技会場へのアクセス等を勘案しながら、参加者が会場地近くの宿泊施設を利用できるよう、準備を進めております。</p> <p style="text-align: right;">〔国体・障害者スポーツ大会局〕</p>
対 応	<p>○ 茨城国体と東京オリンピック、パラリンピックの開催により、国内外から本県を訪れる観光客が増大することが期待されるため、多様な観光客の要望に対応し、観光客の満足度を高めることで、繰り返し本県を訪れていただけるよう、引き続き、県内各市町村、宿泊施設等観光事業者と協力し観光客の受入体制の整備を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">〔商工労働観光部〕</p> <p>○ 想定される参加者を確実に県内に宿泊させるためには、十分な客室の確保が重要でありますので、市町村と連携のもと、各宿泊施設に協力いただきながら、県内宿泊施設の利用に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">〔国体・障害者スポーツ大会局〕</p>

<p>要望事項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (4) 県内全域 ⑤ 集中豪雨時における洪水対策や道路の冠水対策等の防災体制強化 近年、国内各地で局所的集中豪雨の被害が目立っています。県内においても関東東北豪雨の影響による洪水では常総市等において大きな被害をもたらしました。県内企業からは、これら河川の洪水対策及び、集中豪雨時の道路の冠水対策に対する声が多数寄せられています。こうした豪雨への対策として、河川堤防の整備強化や道路整備の強化、道路通行情報のタイムリーな周知を要望します。</p>
<p>現況</p>	<p>【河川堤防の整備強化】 ○ 河川堤防等の整備については、国の交付金を活用しながら順次実施しております。整備にあたっては、限りある予算を有効に活用するため、関東・東北豪雨をはじめとした近年の豪雨により、大きな被害が発生した河川などについて、重点的に整備を進めております。</p> <p>【道路整備の強化（冠水対策）】 ○ 道路側溝断面の不足した箇所や側溝未整備箇所では、豪雨時に路面冠水による交通の支障や、沿道住民の生活環境へ影響をきたしていることから、冠水対策として側溝整備・更新や流末整備を実施しているところです。</p> <p>【道路通行情報のタイムリーな周知】 ○ 災害時における県管理道路の道路通行規制情報について、公益財団法人日本道路交通情報センターを通じたラジオ放送のほか、県のホームページによる周知等、各種媒体により発信しています。</p>
<p>対応</p>	<p>【河川堤防の整備強化】 ○ 引き続き事業の重点化を図りながら、河川整備を推進してまいります。</p> <p>【道路整備の強化（冠水対策）】 ○ 引き続き、豪雨時に路面冠水が頻発している箇所の排水整備を優先的に実施し、路面冠水による通行規制の解消を図ってまいります。</p> <p>【道路通行情報のタイムリーな周知】 ○ 県管理道路の道路交通規制情報については、引き続き日本道路交通情報センターを通じたラジオ放送、県ホームページ等、各種媒体による発信に努めてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について (4) 県内全域 ⑥ 南北問題の解消 県南地域の発展が進むなか、発展地域の偏在化が顕著となり、地域間格差の拡大を懸念する声が多く寄せられております。平成28年秋には県北芸術祭が開催され、観光客の誘致や県北地域のイメージアップに大きく寄与したと思料しますが、こうした取り組みを継続し、県北地域における豊富な地域資源を活かした交流人口の拡大や定住人口増加の確保に取り組むとともに、企業誘致など産業の振興を図り、調和の取れた県土発展を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 県北地域は、日立市が県内第2位の製造品出荷額を誇っており、日立港区では自動車の輸出入拠点としての機能が高まるとともに、東京ガスによるLNG基地が稼働し、さらに、水戸北部中核工業団地や宮の郷工業団地などでも活発な生産活動が行われております。</p> <p>○ また、袋田の滝や竜神大吊橋、五浦温泉や六角堂などは、本県でも有数の観光地となっておりますほか、「常陸秋そば」や「あんこう」などは全国ブランドとなっております、他の地域にはない魅力を持つ地域です。</p> <p>○ しかしながら、県北地域は、人口の減少や少子・高齢化の急速な進展に加え、地域産業の低迷による地域活力の低下が懸念されるなど厳しい状況にあります。</p> <p>○ このため、県北地域の振興を県政の最重要課題の一つと捉え、産業の振興と働く場の確保などによる定住人口の確保をはじめ、交流人口の拡大、医療や福祉など生活環境基盤の充実などに取り組んでいるところです。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 県北地域において、定住人口を確保するためには、企業誘致や産業の振興などを通して働く場を確保する必要があります。宮の郷など工業団地への企業誘致をはじめ、新たなビジネスを創出するための支援やインターシップを希望する大学生の新鮮なアイデアによる地元企業の新商品開発や事業改善など、企業活動の活発化に努めております。</p> <p>また、今後とも成長が見込まれるクリエイティブ企業等の進出を促進するため、シェアオフィスの整備や事業所開設への支援に取り組んでおります。</p> <p>○ さらに、都内における移住相談窓口やイベント等での情報発信に努めるとともに、県北地域への移住希望者に対し、実際の生活や就労などが体験できる「お試し居住」の機会を提供するなど、県北地域への移住・二地域居住の推進に取り組んでおります。</p> <p>○ 交流人口の拡大につきましては、袋田の滝や温泉などに加え、竜神大吊橋でのバンジージャンプや奥久慈トレイルレースなど県北地域の豊かな自然を活用したアウトドアスポーツの魅力発信、ジオパークツアーの開催などにより、観光客の誘致に努めているほか、農家民泊を中心とした体験型の教育旅行などによる誘客の促進に積極的に取り組んでおります。</p> <p>また、平成28年秋に開催した茨城県北芸術祭の成果を生かし、アートを活用した交流拡大促進や次回芸術祭に向けた気運醸成に取り組んでいるところでございます。</p> <p>○ 農林業におきましては、常陸大黒や奥久慈しゃもなど特産品の販路拡大、中央省庁等のそば店や首都圏のそば店等と連携した常陸秋そばの知名度向上、間伐の推進や木質バイオマスの利活用促進、さらに地元農産物を活用した新商品開発や先進的な事業者の誘致など六次産業化を推進しております。</p> <p>○ 生活環境や交通基盤の充実を図るため、広域連携によるドクターヘリ運航やへき地医療拠点病院への医師派遣など地域医療の充実、過疎地域におけるバス路線の維持支援など地域公共交通の確保に取り組んでおります。</p> <p>○ 今後とも、地元市町、関係団体などとの連携を一層強めながら、県北地域の資源を十分に活用し、活力ある地域づくりに取り組んでまいります。</p>

要 望 事 項	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について</p> <p>(4) 県内全域</p> <p>⑥ 南北問題の解消</p> <p>県南地域の発展が進むなか、発展地域の偏在化が顕著となり、地域間格差の拡大を懸念する声が多く寄せられております。平成28年秋には県北芸術祭が開催され、観光客の誘致や県北地域のイメージアップに大きく寄与したと思料しますが、こうした取り組みを継続し、県北地域における豊富な地域資源を活かした交流人口の拡大や定住人口増加の確保に取り組むとともに、企業誘致など産業の振興を図り、調和の取れた県土発展を要望します。</p>																																																																																									
現 況	<p>○ H28年までの過去5年間の工場立地動向調査（電気業を除く）によると、県北地域の立地状況は、県全体の立地件数278件のうち64件（23%）（臨海44件（16%）、山間20件（7%））、面積507haのうち135ha（27%）（臨海104ha(20%)、山間32ha（6%））と県西、県南地域と比してもほぼ同等の立地状況となっております。</p> <p>【地域別立地動向】※電気業を除く</p> <table border="1" data-bbox="272 808 1417 1249"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">5年間(H24-H28)</th> <th colspan="2">H29 上期</th> <th colspan="2">5年間(H24-H28)</th> <th colspan="2">H29 上期</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>構成比</th> <th>件数</th> <th>構成比</th> <th>面積</th> <th>構成比</th> <th>面積</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>64件</td> <td>23%</td> <td>3件</td> <td>33%</td> <td>135 ha</td> <td>27%</td> <td>4 ha</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td> 県北臨海</td> <td>(44件)</td> <td>16%</td> <td>(1件)</td> <td>28%</td> <td>(104 ha)</td> <td>21%</td> <td>(1 ha)</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td> 県北山間</td> <td>(20件)</td> <td>7%</td> <td>(2件)</td> <td>6%</td> <td>(32 ha)</td> <td>6%</td> <td>(3 ha)</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>県央</td> <td>31件</td> <td>11%</td> <td>3件</td> <td>6%</td> <td>78 ha</td> <td>15%</td> <td>4 ha</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>鹿行</td> <td>27件</td> <td>10%</td> <td>0件</td> <td>0%</td> <td>54 ha</td> <td>11%</td> <td>0 ha</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>85件</td> <td>31%</td> <td>10件</td> <td>33%</td> <td>127 ha</td> <td>25%</td> <td>13 ha</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>県西</td> <td>71件</td> <td>26%</td> <td>10件</td> <td>28%</td> <td>113 ha</td> <td>22%</td> <td>16 ha</td> <td>43%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>278件</td> <td>100%</td> <td>26件</td> <td>100%</td> <td>507 ha</td> <td>100%</td> <td>37 ha</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 県北臨海部においては、新エネルギーやEV・ハイブリッドをはじめとする電機機械産業や日立建機、コマツなど建設機械メーカーの拡張や関連企業の立地が進むとともに、東京ガスが、日立港区でLNG基地の営業運転を開始し、また、天然ガスパイプラインの整備も進んでいるところです。</p> <p>○ 県北山間部の宮の郷工業団地には、豊富な森林資源を活かし、集成材用のラミナを生産する製材工場や木材乾燥施設、木材チップを活用したバイオマス発電関連企業などが立地しております。</p>		5年間(H24-H28)		H29 上期		5年間(H24-H28)		H29 上期		件数	構成比	件数	構成比	面積	構成比	面積	構成比	県北	64件	23%	3件	33%	135 ha	27%	4 ha	11%	県北臨海	(44件)	16%	(1件)	28%	(104 ha)	21%	(1 ha)	3%	県北山間	(20件)	7%	(2件)	6%	(32 ha)	6%	(3 ha)	8%	県央	31件	11%	3件	6%	78 ha	15%	4 ha	11%	鹿行	27件	10%	0件	0%	54 ha	11%	0 ha	0%	県南	85件	31%	10件	33%	127 ha	25%	13 ha	35%	県西	71件	26%	10件	28%	113 ha	22%	16 ha	43%	計	278件	100%	26件	100%	507 ha	100%	37 ha	100%
	5年間(H24-H28)		H29 上期		5年間(H24-H28)		H29 上期																																																																																			
	件数	構成比	件数	構成比	面積	構成比	面積	構成比																																																																																		
県北	64件	23%	3件	33%	135 ha	27%	4 ha	11%																																																																																		
県北臨海	(44件)	16%	(1件)	28%	(104 ha)	21%	(1 ha)	3%																																																																																		
県北山間	(20件)	7%	(2件)	6%	(32 ha)	6%	(3 ha)	8%																																																																																		
県央	31件	11%	3件	6%	78 ha	15%	4 ha	11%																																																																																		
鹿行	27件	10%	0件	0%	54 ha	11%	0 ha	0%																																																																																		
県南	85件	31%	10件	33%	127 ha	25%	13 ha	35%																																																																																		
県西	71件	26%	10件	28%	113 ha	22%	16 ha	43%																																																																																		
計	278件	100%	26件	100%	507 ha	100%	37 ha	100%																																																																																		

対 応	<p>○ 県北地域への企業誘致については、本県が中心となって強く働きかけた結果、国に創設いただいた「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」や、「茨城産業再生特区」に係る税制上の特例措置，平成27年度に創設した，県及び県開発公社等の工業団地の用地取得費を補助する「立地促進対策補助事業」などの優遇制度を最大限活用し，1社でも多くの企業立地の実現に努めてまいります。</p> <p style="padding-left: 2em;">＜津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（1次～7次公募）＞</p> <p style="padding-left: 4em;">・採択件数（県内）：71件</p> <p style="padding-left: 2em;">＜茨城産業再生特区に係る税制上の特例措置（H29.10末現在）＞</p> <p style="padding-left: 4em;">・指定件数：761件／550社</p> <p>○ さらに，北関東自動車道や港湾などの充実した広域交通ネットワーク，比較的安価な地価など県北地域の特性を幅広くPRしながら，建設機械関連産業や木材関連産業などを中心に当地域へ1社でも多くの企業の立地を図ってまいります。</p>
--------	---

<p>要 望 事 項</p>	<p>6. 震災からの復興など時事の課題に対する取組みについて</p> <p>① 県産品の国内外への広報・PR 震災から 6 年が経過した現在においても、県産品への風評被害を完全には払拭できておりません。本県は、農業産出額が全国第 2 位であり、農商工連携や 6 次産業化推進の上でも、県産品の安全性に関する一層の広報・PR が望まれます。このため、諸外国が実施している輸入規制解除へ向けて、国に対して引き続き働きかけを行うとともに、県産農林水産物等の安定出荷に資する支援拡充を要望します。</p>																																								
<p>現 況</p>	<p>【県産農産物の安全性の広報・PR】</p> <p>○ 農林水産物については、放射性物質の検査を徹底して行い、県のホームページや検索機能を備えた専用ホームページで公表するとともに、報道機関、市場・量販店などへの情報提供を実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質検査結果の専用ホームページの開設 平成 24 年 4 月から、品目や日付、地域などから結果を検索できる専用ホームページを開設し、迅速かつ分かりやすく検査結果を公表 H29 年度実績：329 品目、182,578 検体を公表（H29 年 10 月末現在） ・メディアを活用した販売 PR 茨城をたべようホームページの活用や、テレビやラジオ、各種広報誌などのメディアを活用し、食の専門家による広範囲な情報発信を県内外に向けて実施 <p>○ また、首都圏の量販店等で販売促進キャンペーンなどを継続的に実施するとともに、本県の検査体制や検査結果について情報提供を行い、本県産農林水産物の安全性に対する消費者の理解促進と不安払拭に努めております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェアやイベント等の開催 首都圏の量販店に茨城県産農産物の試食販売コーナーを設け、本県農産物の新鮮さや美味しさを PR（H29 年 10 月末現在、延べ 75 店舗、延べ 307 日開催）。 <p>○ これらの取組により、市場シェアは回復してきており、平成 28 年東京都中央卸売市場における本県産農産物の取扱高は、震災前の水準にまで回復したところです。</p> <p style="text-align: center;">（参考）各市場における本県青果物取扱高 （%）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td> <td>10.2</td> <td>10.4</td> <td>10.5</td> <td>9.2</td> <td>9.4</td> <td>10.0</td> <td>9.5</td> <td>10.0</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td>関西※</td> <td>2.0</td> <td>2.1</td> <td>2.2</td> <td>1.8</td> <td>1.7</td> <td>1.9</td> <td>1.7</td> <td>2.1</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>5.0</td> <td>5.4</td> <td>5.5</td> <td>5.0</td> <td>5.6</td> <td>5.5</td> <td>5.4</td> <td>6.0</td> <td>6.8</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※大阪中央市場、京都市中央市場、神戸市中央市場</p>		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	東京	10.2	10.4	10.5	9.2	9.4	10.0	9.5	10.0	10.5	関西※	2.0	2.1	2.2	1.8	1.7	1.9	1.7	2.1	2.6	北海道	5.0	5.4	5.5	5.0	5.6	5.5	5.4	6.0	6.8
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																
東京	10.2	10.4	10.5	9.2	9.4	10.0	9.5	10.0	10.5																																
関西※	2.0	2.1	2.2	1.8	1.7	1.9	1.7	2.1	2.6																																
北海道	5.0	5.4	5.5	5.0	5.6	5.5	5.4	6.0	6.8																																
<p>対 応</p>	<p>【輸入規制解除の取組】</p> <p>○ 現在、本県産の食品に対して 26 の国・地域が、原発事故に伴う輸入停止や検査証明書の添付等、何らかの規制を行っております。</p> <p>○ このため、県としましては、中央要望等を通じて国に対し、輸入規制を行っている諸外国等が、科学的根拠に基づき、輸入規制措置を撤廃するよう働きかけております。また、要人等の来県のを機会を捉え、輸入規制解除等の要望を行っております。</p> <p>○ 今後とも、農林水産物の放射性物質検査を行い、迅速で分かりやすい結果の公表と本県の検査体制や検査結果について消費者への適切な情報提供に努めるとともに、本県産農産物の美味しさを県内外に PR する活動を行ってまいります。</p> <p>○ また、輸入規制を行っている諸外国・地域に対する速やかな輸入規制措置撤廃の働きかけや農林水産物等の安全性に関する正確な情報発信を国に対して働きかけてまいります。</p>																																								

平成 29 年度県政要望に係る現況・対応

生活環境部・商工労働観光部・土木部・企業局

<p>要 望 事 項</p>	<p>6. 震災からの復興など時事の課題に対する取組みについて</p> <p>② 自然災害への備えとしての社会インフラ拡充</p> <p>本県においては、「平成 23 年 3 月東日本大震災」「平成 24 年 5 月つくば市竜巻」「平成 26 年 2 月豪雪」「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」等、短期間に非常に多くの自然災害による被害を受けています。これら自然災害は将来に亘るリスクであり、防災・減災対策の強化を求める要望が多数寄せられています。そうした被害防止策を図るためにも老朽化した橋梁・道路・排水・堤防等ハード面のインフラ整備と被害を想定した様々な対応策が急務と言えます。就業者の安全確保や事業の早期復旧のため、引き続き以下の具体的施策を要望します。</p> <p>(ア) 災害発生を想定した避難経路やハザードマップの整備（未作成市町村への働きかけ）</p> <p>(イ) 災害時、地域幹線道路の通行可否や支援物資提供の仕組み構築と広報強化</p> <p>(ウ) 給水施設などライフラインの確保</p> <p>(エ) 被災企業によるサプライチェーンの途絶リスク低減に向けた支援（設備稼働・発注の代替等）・BCP普及啓発</p> <p>(オ) 「被災者生活再建支援制度」の適用要件拡大、支援支給額の拡充</p>
<p>現 況</p>	<p>(1)</p> <p>市町村においては、水防法及び土砂災害防止法により、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域において、ハザードマップ等による住民への周知を行うよう義務付けられているとともに、地震防災対策特別措置法により、地震・津波ハザードマップを作成することに努めることとされていることから、県では、これらに関する市町村への作成支援や助言等を行っています。</p> <p>【市町村におけるハザードマップ作成状況】</p> <p>○洪水ハザードマップ（H29.10 末時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> 作成済：浸水想定のない牛久市、桜川市以外の全 42 市町村 ※河川ごとに最大規模の浸水を想定した区域図を基に改定していく。 <p>【県】洪水ハザードマップ改定の基礎となる新たな浸水想定区域図を平成 29 年度中に市町村へ提供するため、15 河川の区域図を見直すとともに、新たに 2 河川の区域図の作成を完了しています。</p> <p>○土砂災害ハザードマップ（H29.10 末時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> 作成済：警戒区域がない河内町、八千代町、五霞町、境町以外の全 40 市町村 <p>【県】警戒区域指定後 1 年以内を目途に作成対応するよう助言。</p> <p>○地震ハザードマップ（H28.12 末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> 作成済：39 市町村 未作成：5 市町村（北茨城市、那珂市、大洗町、東海村、大子町） <p>【県】県耐震改修促進計画（計画期間：平成 19 年度から平成 27 年度）に位置付け、作成を促進。</p> <p>○津波ハザードマップ（H29.10 末時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公表・改定済：沿岸全 10 市町村 <p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度：作成の基礎となる津波浸水想定区域を公表。 平成 24 年度：東日本大震災を踏まえた津波浸水想定を公表、改定を促進。

(2)

災害時における県管理道路の道路通行規制情報について、公益財団法人日本道路交通情報センターを通じたラジオ放送のほか、県のホームページによる周知等、各種媒体により発信しています。

被災地への支援物資の供給については、被災地の要望を確認し、県の保有する公的備蓄物資や、民間事業者の保有する流通在庫備蓄物資から、必要な物資を集積拠点に配送することとしています。

また、物資の仕分けや配送に当たっては、県トラック協会などの配送事業者に委託することとしています。

しかし、関東・東北豪雨災害や熊本地震では、被災地の要望の把握や、物資の仕分け、配送に支障が生じたことから、被災地の災害対策本部が避難所ニーズを迅速に把握し、県と情報共有を図ることや、集積拠点及び避難所への配送の仕組みを構築することが必要と考えています。

県では、今年度、災害時に物資集積・配送を行う拠点施設として機能する「県央総合防災センター」を水戸市内の県トラック総合会館敷地内に整備（6月）し、体制を強化するとともに、ICT技術の活用により被災市町村が必要とする物資情報の把握及び避難所への配送が効率的にできる仕組みづくりを、事業者等と連携しながら進めております。

(3)

茨城県地域防災計画が想定する南関東直下型地震等を想定し、企業局が所管する浄水場のうち、送・配水ポンプ棟など水道施設の耐震化や異なる広域水道事業間における緊急連絡管の整備を進めています。

また、地震時における液状化等の被害が懸念される管路の更新（耐震化）を進めております。

<第2次耐震化計画>

事業期間：H26～H35

総事業費：約72億円

内 容		対 象
耐震補強	送・配水ポンプ棟など	5浄水場
	場内配管	3浄水場
緊急連絡管の整備(事業間)		3ルート 県南～県西(2ルート) 鹿行～県中央(1ルート)

<管路更新（耐震化）計画>

事業期間：H24～H36

総事業費：約640億円

工事内容：液状化の被害が懸念される約320kmの管路を、地震に強い耐震管路へ更新する。

	延長	事業費
上水	約158km	約270億円
工水	約165km	約370億円

現
況

(4)

東日本大震災では、橋梁施設の損壊や法面被害、さらには津波による冠水等により通行止めが生じたことから、「復興みちづくりアクションプラン」に基づいて災害に強いみちづくりの実現に向けた取り組みを進め、大規模災害時において命にかかわる救援支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行う上で大きな役割を担う緊急輸送道路の機能強化を図っています。

また、事業継続計画いわゆるBCPにつきましては、平成23年度から5か年間にわたり、中小企業への普及啓発や策定支援に取り組んできたところです。

さらに、県では、災害その他突発的事由の発生からの復旧・復興及び地震災害予防対策に取り組む中小企業を支援するため「災害対策融資」を設けております。

東日本大震災については災害対策融資の特例として「東日本大震災復興緊急融資」を設け、震災により経営に支障を来している企業の資金繰りを支援しておりますほか、平成27年関東・東北豪雨においても、「平成27年9月関東・東北豪雨災害緊急対策融資」を設け、被害を受けた中小企業の災害復旧や経営安定化を支援いたしました。

なお、東日本大震災や関東・東北豪雨災害に際しては、関係団体等の協力を得ながら被災した中小企業の相談窓口を設置し、資金繰りや設備改修などの相談に対して、迅速かつきめ細やかに対応したところです。

加えて、被災した設備等の早期復旧を図るため、東日本大震災においてはグループ補助金、関東・東北豪雨災害においては被災中小企業事業継続支援事業を実施し、被災中小企業の事業再開を支援しております。

現

【災害対策融資】

融資利率：年1.3%～1.6%

限度額：設備5,000万円、
運転3,000万円、
併用5,000万円

償還期間：設備10年以内（据置3年以内）
運転7年以内（据置2年以内）
併用7年以内（据置2年以内）

保証料：0.45%～1.9%

況

【東日本大震災復興緊急融資】

融資利率：年1.2%～1.5%

限度額：設備8,000万円、
運転8,000万円、
併用8,000万円

償還期間：設備10年以内（据置3年以内）
運転10年以内（据置2年以内）
併用10年以内（据置2年以内）

保証料：0.7%又は0.45%～1.9%

※保証料補助：5割

(5)

県では、東日本大震災や関東・東北豪雨災害などに際して、被災者生活再建支援法を適用し、全壊など被害の著しい被災者に対し支援を行っております。

制度の適用要件拡大、支援支給額の拡充につきましては、あらゆる機会を捉え、国に対し要望を実施しており、今年度においては、平成 29 年 7 月 31 日及び 12 月 6 日に、担当官庁である内閣府に対して要望を行ってきたところであります。

【被災者生活再建支援法による支援金】

○適用要件

- ・ 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ・ 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 など

○被害区分と支給額（基礎支援金）

- ・ 全壊 100 万円
- ・ 大規模半壊 50 万円
- ・ 解体 100 万円

※半壊の場合、やむを得ず解体した場合に支援金の対象となる。（解体を行わない場合は対象外）

○再建方法と支給額（加算支援金）

- ・ 建設・購入 200 万円
- ・ 補修 100 万円
- ・ 賃借 50 万円

現

【国への制度改正要望事項】

- ・ 被災者生活再建支援法の適用基準を、市町村の区域にとらわれない基準へ緩和
- ・ 支援金の限度額の引き上げ及び支給対象の半壊世帯への拡大
- ・ 被災者生活再建支援基金への国庫補助の拡大

況

【県独自の支援措置】

○茨城県被災者生活再建支援補助事業の創設（H27 年 4 月）

- ・ 関東・東北豪雨災害で初適用。
- ・ 法の適用とならない市町村の被災者に対し支援金を支給（法と同額）。

○関東・東北豪雨災害における特例措置（H27 年 11 月）

- ・ 法による支援対象とならない半壊世帯に支援金を支給（25 万円）。

○特例措置の恒久化（H28 年 7 月）

- ・ 今後起こり得る災害への備えとして、茨城県被災者生活再建支援補助事業を改正し、上記特例措置を恒久化する制度を創設。

<p>対 応</p>	<p>(1) ハザードマップについては、引き続き未作成の市町村に対し、作成支援や助言等を行うとともに、避難経路についても、作成したハザードマップに基づく適切な設定がなされるよう、必要な助言等を行ってまいります。</p> <p>(2) 県管理道路の道路交通規制情報については、引き続き日本道路交通情報センターを通じたラジオ放送、県ホームページ等、各種媒体により発信に努めてまいります。 支援物資の供給体制については、避難所ニーズの把握や県との情報共有を図るため、今後、県防災情報ネットワークシステムの機能を強化するとともに、新たに整備した県央総合防災センターの活用や、関係団体等と連携した物資の仕分け・配送等を行う仕組みの検討をさらに進めてまいります。</p> <p>(3) 引き続き、水道施設の耐震化計画や管路更新（耐震化）計画に基づき、送水ポンプ棟など建築物の耐震化工事や広域水道事業間における緊急連絡管の設計及び工事、管路の耐震化工事を進めてまいります。</p> <p>(4) 引き続き、「復興みちづくりアクションプラン」に基づいた災害に強いみちづくりをはじめ、各種インフラ整備により災害に強い県土づくりに努めてまいります。 また、企業自らが大規模災害への備えを行うことが重要であることから、国が策定する「中小企業BCP策定運用指針」の活用や、これまで県が策定支援を行った計画事例の公表、商工会等における普及啓発活動への補助を行うなどにより、企業の主体的なBCP策定を支援してまいります。 さらに、災害からの早期復旧・復興を図るため、被災した中小企業の資金需要を的確に捉え、円滑な資金調達を支援してまいりますほか、大規模災害が発生した場合には、被災企業の資金需要に的確かつ迅速に対応できるよう、関係団体等と連携して必要に応じ相談窓口を設置するなど被災企業に寄り添った対応を行ってまいります。</p> <p>(5) 被災者生活再建支援法による支援につきましては、同一災害の被災者が等しく支援を受けられるよう、適用要件を緩和するとともに、近年における住宅建設費用等の増加などを踏まえて、支援支給額を引き上げることが必要であると考えております。 このため、県としては、引き続き、国に対して制度の改正を要望してまいります。</p>
----------------	---